

官報

号外 平成十二年五月十日

○第四百七回 参議院會議録第二十二号

平成十二年五月十日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十二号

平成十二年五月十日

午前十時開議

第一 郵政官署における原動機付自転車等責任
保険募集の取扱ひに関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を
利用した移動の円滑化の促進に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、元議員原田立君逝去につき哀悼の件
以下 議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
さきに院議をもって永年在職議員として表彰さ
れました元議員原田立君は、去る四日逝去されま

平成十二年五月十日 参議院會議録第二十二号

した。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対
し弔詞をささげることといたしたいと存じま
す。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

弔詞を朗読いたします。

(総員起立)

参議院は わが国 民主政治発展のため力を尽
くされ 特に院議をもって永年の功労を表彰せ
られ さきに法務委員長の重任にあたられまし
た 元議員原田立君の長逝に対し つつしんで
哀悼の意を表し うやうやしく弔詞をささげま
す

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 郵政官署におけ
る原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたし
ます。

元議員原田立君逝去につき哀悼の件 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱ひに関する法律案 高齢者、
身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委
員長平田健二君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(平田健二君登壇、拍手)

○平田健二君 ただいま議題となりました法律案
につきまして、財政・金融委員会における審査の
経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、原動機付自転車等に係る自動車損
害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵
政官署における原動機付自転車等責任保険募集の
取扱ひに関し必要な事項を定めようとするもの
であります。

委員会におきましては、郵便局においてバイク
等の自賠責保険を取り扱う意義、無保険車両対策
と民業に及ぼす影響等について質疑が行われまし
たが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一
致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた
しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしま
す。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ひ
ます。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたし
ます。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されまし
た。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 高齢者、身体障
害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の
促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議
題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。交通・情報通
信委員長齋藤勤君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(齋藤勤君登壇、拍手)

○齋藤勤君 ただいま議題となりました法律案に
つきまして、交通・情報通信委員会における審査
の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進

展に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体負担を軽減することにより、移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者等に対し、その旅客施設及び車両等の構造及び設備を一定の基準に適合させることを義務づけるとともに、鉄道駅その他の旅客施設を中心とした一定の地区において、当該旅客施設、道路その他の一般交通用施設及び公共用施設の改善を重点的かつ一体的に推進すること等所要の措置を講じようとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において、本法の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるとする旨の修正が行われております。

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、二階運輸大臣ほか関係政務次官等に対し質疑を行ったほか、現地調査を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、ノンステップバスの規格統一による低コスト化に向けた取り組み、基本方針作成に当たっての高齢者、身体障害者等の当事者参画の保障、ユニバーサルデザインの確立に向けた取り組み、知的障害者及び精神障害者への対象拡大、スペシャル・トランスポート・サービスの導入等ありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了した後、日本共産党を代表して宮本委員より、目的、理念に移動の自由と安全を基本的権利と明記すること等を内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百三十五

賛成

二百三十五

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時十分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 菅野 久光君

高橋紀世子君	山本 保君
加藤 修一君	中島 啓雄君
岩本 莊太君	益田 洋介君
海野 義孝君	森山 裕君
森田 次夫君	水野 誠一君
魚住裕一郎君	沢 たまき君
木広まきこ君	高橋 令則君
戸田 邦司君	高野 博師君
松 あきら君	大森 礼子君
福本 潤一君	鶴保 庸介君
長谷川道郎君	堂本 暁子君
平野 貞夫君	弘友 和夫君
但馬 久美君	山下 栄一君
荒木 清寛君	入澤 肇君
服部三男雄君	松岡満壽男君
田村 秀昭君	日笠 勝之君
風間 昶君	木庭健太郎君
森本 晃司君	月原 茂皓君
泉 信也君	田名部匡省君

渡辺 秀央君	統 訓弘君
浜四津敏子君	白浜 一良君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
星野 明市君	扇 千景君
世耕 弘成君	脇 雅史君
山下 善彦君	山内 俊夫君
依田 智治君	森下 博之君
日出 英輔君	仲道 俊哉君
斎藤 滋宣君	佐藤 昭郎君
国井 正幸君	水島 裕君
岩瀬 良三君	山崎 力君
市川 一朗君	常田 享詳君
畑 恵君	鈴木 正孝君
田浦 直君	保坂 三蔵君
岩永 浩美君	田村 公平君
三浦 一水君	阿部 正俊君
矢野 哲朗君	山崎 正昭君
河本 英典君	太田 豊秋君
南野知恵子君	釜本 邦茂君
加藤 紀文君	上野 公成君
狩野 安君	佐藤 泰三君
松谷蒼一郎君	須藤良太郎君
久世 公義君	鴻池 祥肇君
西田 吉宏君	田中 直紀君
松田 岩夫君	陣内 孝雄君
中曾根弘文君	清水嘉与子君
青木 幹雄君	野沢 太三君
吉川 芳男君	岡野 裕君

鈴木 政二君	金田 勝年君	谷林 正昭君	小川 敏夫君	井上 美代君	阿部 幸代君	地方行政・警察委員	補欠
林 芳正君	山本 一太君	藤井 俊男君	本田 良一君	須藤美也子君	清水 澄子君	辞任	補欠
長峯 基君	佐々木知子君	松崎 俊久君	小川 勝也君	長谷川 清君	柳田 稔君	龜井 郁夫君	中曾根弘文君
久野 恒一君	岸 宏一君	齋藤 勤君	平田 健二君	岩佐 惠美君	林 紀子君	仲道 俊哉君	青木 幹雄君
木村 仁君	龜井 郁夫君	朝日 俊弘君	和田 洋子君	西山登紀子君	緒方 靖夫君	森下 博之君	岡 利定君
加納 時男君	景山俊太郎君	前川 忠夫君	伊藤 基隆君	旦下部禮代子君	谷本 巖君	外交・防衛委員	補欠
馳 浩君	大野つや子君	小山 峰男君	江本 孟紀君	広中和歌子君	勝木 健司君	辞任	補欠
阿南 一成君	有馬 朗人君	直嶋 正行君	石田 美栄君	池田 幹幸君	笠井 亮君	財政・金融委員	補欠
岩城 光英君	溝手 顯正君	円 より子君	堀 利和君	吉川 春子君	山下 芳生君	辞任	補欠
龜谷 博昭君	北岡 秀二君	今井 澄君	峰崎 直樹君	測上 貞雄君	大洲 絹子君	片山虎之助君	加納 時男君
橋本 聖子君	中島 眞人君	川橋 幸子君	岡崎トミ子君	松前 達郎君	久保 巨君	統 訓弘君	海野 義孝君
谷川 秀善君	野間 赳君	篠瀬 進君	佐藤 泰介君	吉岡 吉典君	市田 忠義君	文教・科学委員	補欠
吉村剛太郎君	松村 龍二君	今泉 昭君	興石 東君	筆坂 秀世君	橋本 敦君	辞任	補欠
小山 孝雄君	塩崎 恭久君	足立 良平君	笹野 貞子君	立木 洋君	田 英夫君	青木 幹雄君	仲道 俊哉君
岩井 國臣君	海老原義彦君	千葉 景子君	山下八洲夫君	梶原 敬義君	山本 正和君	中曾根弘文君	龜井 郁夫君
武見 敬三君	片山虎之助君	江田 五月君	北澤 俊美君	運輸大臣	二階 俊博君	国民福祉委員	菅野 壽君
尾辻 秀久君	鹿熊 安正君	本岡 昭次君	寺崎 昭久君	郵政大臣	八代 英太君	辞任	補欠
大島 慶久君	成瀬 守重君	吉田 久之君	竹村 泰子君	西川きよし君	宮本 岳志君	労働・社会政策委員	補欠
鎌田 要人君	石渡 清元君	内藤 正光君	小池 晃君	福島 瑞穂君	島袋 宗康君	辞任	補欠
若林 正俊君	村上 正邦君	竹山 裕君	上杉 光弘君	岩崎 純三君	羽田雄一郎君	農林水産委員	補欠
倉田 寛之君	眞鍋 賢二君	井上 裕君	中村 敦夫君	木俣 佳文君	魚住 汎英君	辞任	補欠
櫻井 充君	郡司 彰君	八田ひろ子君	三重野栄子君	佐藤 道夫君	小宮山洋子君	辞任	補欠
佐藤 雄平君	小宮山洋子君	佐藤 道夫君	大沢 辰美君	菅野 壽君	岡崎トミ子君	岡 利定君	森下 博之君

経済・産業委員

辞任 補欠

加納 時男君 片山虎之助君

海野 義孝君 続 訓弘君

交通・情報通信委員

辞任 補欠

直嶋 正行君 吉田 之久君

国土・環境委員

辞任 補欠

佐々木知子君 長峯 基君

前川 忠夫君 岡崎トミ子君

予算委員

辞任 補欠

山本 保君 沢 たまき君

決算委員

辞任 補欠

長峯 基君 佐々木知子君

議院運営委員

辞任 補欠

沢 たまき君 山本 保君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

財政・金融委員会

理事 海野 義孝君 (海野義孝君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(櫻井充君外二名発議)(参第二十二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件 (閣承認第二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

警察法の一部を改正する法律案(桑原豊君外四名提出)(衆第二十二号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

母体保護法の一部を改正する法律案

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

悪質防止法の一部を改正する法律案

証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律案

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律案

金融商品の販売等に関する法律案

同日次の衆議院提出案を衆議院に回付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案

消費者契約法案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

外国人の医療と福祉に関する質問主意書(大脇雅子君提出)(第二十六号)

国連女性二〇〇〇年会議の取組に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第二十七号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出米国原子力軍艦の寄港に関する質問に対する答弁書(第二十二号)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国会法及び公職選挙法の一部を改正する法律

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

雇用保険法等の一部を改正する法律

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律

消費者契約法

去る一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

経済・産業委員

辞任 補欠

片山虎之助君 加納 時男君

国土・環境委員

辞任 補欠

長峯 基君 坂野 重信君

予算委員

辞任 補欠

沢 たまき君 山本 保君

議院運営委員

辞任 補欠

山本 保君 沢 たまき君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

同日議長から次の質問主意書が提出された。

ジュゴンの生息環境保全等に関する質問主意書 (照屋寛徳君提出)(第二十八号)

同日議長は、去る四月二十一日のアポストロス・カクラマニス・ギリシャ共和国国會議長再任に際し、同議長宛祝電を発送した。

去る二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任 補欠

勝木 健司君 松崎 俊久君

同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任 補欠

円 より子君 本岡 昭次君

去る七日議長は、同日のウラジミール・ウラジミロヴィッチ・プチン・ロシア連邦大統領就任に際し、同大統領宛祝電を発送した。

一昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

千葉 景子君 角田 義一君

本田 良一君 藤井 俊男君

法務委員

辞任 補欠

角田 義一君 千葉 景子君

橋本 敦君 林 紀子君

財政・金融委員

辞任 補欠

櫻井 充君 羽田雄一郎君

笠井 亮君 宮本 岳志君

文教・科学委員

辞任 補欠

林 紀子君 橋本 敦君

農林水産委員

辞任 補欠

羽田雄一郎君 櫻井 充君

藤井 俊男君 本田 良一君
大沢 辰美君 筆坂 秀世君

交通・情報通信委員 補欠

筆坂 秀世君 大沢 辰美君

宮本 岳志君 笠井 亮君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革・税制等に関する特別委員 補欠

荒木 清寛君 山下 栄一君

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

松崎 俊久君 勝木 健司君

吉川 春子君 畑野 君枝君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

行政監視委員会

理事 水島 裕君 (岩井國臣君の補欠)

理事 田名部匡省君 (田名部匡省君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(佐々木憲昭君外一名提出)(衆第二三三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)

総務委員会に付託

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第二二二号)

国際移住機関憲章の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第二二二号)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する千九百九十九年十二月二十日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣法第四号)

外交・防衛委員会に付託

港湾労働法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)

労働・社会政策委員会に付託

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八一号)

経済・産業委員会に付託

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第九一号)

交通・情報通信委員会に付託

地方分権推進法の一部を改正する法律案(閣法第九三三号)

行政改革・税制等に関する特別委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

外国人の医療と福祉に関する質問主意書(大脇雅子君提出)(第二六八号)

国連女性二〇〇〇年会議の取組に関する質問主意書(福島瑞穂君提出)(第二七〇号)

ジュゴンの生息環境保全等に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)(第二八八号)

昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

角田 義一君 千葉 景子君

藤井 俊男君 本田 良一君

法務委員

辞任 補欠

千葉 景子君 角田 義一君

林 紀子君 橋本 敦君

財政・金融委員

辞任 補欠

羽田雄一郎君 櫻井 充君

宮本 岳志君 笠井 亮君

文教・科学委員

辞任 補欠

小宮山洋子君 松崎 俊久君

橋本 敦君 林 紀子君

国民福祉委員

辞任 補欠

松崎 俊久君 小宮山洋子君

農林水産委員

辞任

補欠

櫻井 充君

羽田雄一郎君

本田 良一君

藤井 俊男君

筆坂 秀世君

大沢 辰美君

交通・情報通信委員

辞任

補欠

大沢 辰美君

筆坂 秀世君

笠井 亮君

宮本 岳志君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

辞任

補欠

山下 栄一君

荒木 清寛君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事 高橋 令則君 (泉信也君の補欠)

国土・環境委員会

理事 緒方 靖夫君 (緒方靖夫君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方自治法第百五十八條第四項の規定に基づき、地方整備局の設置に関し承認を求めるの件

(閣承認第一号)

再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八四号)

循環型社会形成推進基本法案(閣法第九五号)

同日衆議院から、本院の回付した次の衆議院提出

案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱に関する法律案(閣法第七六号)審査報告書

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案(閣法第三四号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律

審査報告書

郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年五月九日

財政・金融委員長 平田 健一

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するた

め、郵政官署において損害保険会社から委託を受けて原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険契約の締結の代理の業務を行うことができるようにするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年四月十四日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

(趣旨)

第一条 この法律は、原動機付自転車等に係る自動車損害賠償責任保険の普及の促進に寄与するため、郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱に関する法律を定めるものとする。

(原動機付自転車等責任保険募集の受託)

第二条 郵政事業厅长官は、損害保険会社等(保険業法(平成七年法律第五五号)第二条第四項に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。)から、原動機付自転車等責任保険募集の委託を受けることができる。

2 前項に規定する「原動機付自転車等責任保険募集」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第三項に規定する原動機付自転車又は同法第五十八條第一項に規定する検査対象外軽自動車(二輪のものに限る。)に係る自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)の規定に基づく自動車損害賠償責任保険の契約の締結の代理を行うことをいう。

(郵便局における取扱)

第三条 郵便局において原動機付自転車等責任保険募集の取扱により前条第二項に規定する自動車損害賠償責任保険の契約をしようとする者は、総務省令の定めるところにより、当該自動車損害賠償責任保険の契約の申込みをするものとする。

2 郵政事業庁は、自動車損害賠償保障法第二十四條第一項に規定する政令で定める正当な理由がある場合には、前項の申込みに応じてはならない。

(総務省令への委任)

第四条 この法律に規定するもののほか、郵政官

署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに必要な事項は、総務省令で定める。
(保険業法の適用等)

第五条 郵政事業庁長官は、第二条第一項の委託を受けたときは、当該委託に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いの開始前に、当該取扱いを行う郵便局の名称、位置及び管轄区域、当該委託をした損害保険会社等の商号、名称又は氏名その他総務大臣と内閣総理大臣とが協議して定める事項を内閣総理大臣に通知しなければならない。その通知に係る事項について変更があったときも、同様とする。

2 保険業法の規定は、同法第二百七十六条、第二百八十条、第三百七条(登録の取消しに係る部分に限る。)及び第五編(同法第三百七条の二中同条第四号に係る部分を除く。)の規定を除き、前項の通知に係る原動機付自転車等責任保険募集の取扱いをする場合における郵政事業庁に適用があるものとする。この場合において、郵政事業庁は、当該通知に係る損害保険会社等を同法第二条第二十項に規定する所屬保険会社とする同法第二百七十六条の登録を受けた損害保険代理店とみなす。

3 郵政事業庁長官は、第二条第一項の委託に係る契約が終了したときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。
(権限の委任)

第六条 内閣総理大臣は、前条第一項及び第三項

の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(郵便法の一部改正)

第二条 郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「確定拠出年金運営管理業」の下に、「郵政事業庁が郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第三条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「並びに確定拠出年金法」を「確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原

動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第四条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「確定拠出年金運営管理業に関する事務」の下に、「郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する事務」を加える。

(総務省設置法の一部改正)

第五条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号ニ中「並びに確定拠出年金法」を、「確定拠出年金法」に改め、「確定拠出年金運営管理業」の下に「並びに郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第 号)第二条第一項の規定により同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保険募集に関する業務」を加える。

審査報告書

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十二年五月九日

交通・情報通信委員長 齋藤 勁

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展に対応して、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動に係る身体負担を軽減することによりその移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者等に対し、その旅客施設及び車両等の構造及び設備を一定の基準に適合させることを義務付けるとともに、鉄道駅その他の旅客施設を中心とした一定の地区において、当該旅客施設、道路その他の一般交通用施設及び公共用施設の改善を重点的かつ一体的に推進すること等所要の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認めらる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行に伴い、平成十二年度運輸省所管一

平成十二年五月十日 参議院會議録第二十二号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案

八

般会計予算に公共交通移動円滑化設備整備費補助金として六億七千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

一、高齢者、身体障害者等が自由に移動できる環境の整備に向け、公共交通事業者等が高齢者、身体障害者等に対して適切なサービスを提供するように必要な指導等を行うとともに、本法の趣旨等について広く国民に理解と協力を求めるよう努めること。

二、移動円滑化の促進に関する基本方針等の策定に当たっては、関係省庁の連携を密にし、その統合機能の強化を図るとともに、高齢者、身体障害者等をはじめ関係者の意見を幅広く聴取する等により、それらが十分に反映されるよう努めること。

三、公共交通機関等のバリアフリー化を進めるためには計画的な施設整備が必要となるため、その進展を図る適切な支援措置を講ずること。

四、鉄道駅におけるバリアフリー化の重要性にかんがみ、相当数以上の乗降客が見込まれる駅に加え、高齢者、身体障害者等の利用が多いと見込まれる駅等についても、人的サポートを含め必要な措置を講ずるよう努めること。

五、ノーマライゼーション社会の実現に向け、政

府調達に際しては、ユニバーサルデザインに十分配慮するよう努めること。

六、福祉機器の研究開発、交通ボランティアの活用、バリアフリーマップ等の作成等により、高齢者、身体障害者等が安全かつ快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面にわたる諸施策の充実に努めること。その際、オストメイト等の人工臓器保有者、その他内部障害者への配慮を図るとともに、盲導犬等を伴った身体障害者等への対応の充実に努めること。

七、高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスの充実に図るため、そのニーズの調査、現状把握等を行い、タクシー等を活用したいいわゆるSTS(スペシャル・トランスポート・サービス)の導入に努めること。

右決議する。

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十二年四月十八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

(小字及び一は衆議院修正)
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置(第四条・第五条)

第三章 重点整備地区における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進(第六―第十四条)

第四章 指定法人(第十五条―第十九条)

第五章 雑則(第二十条―第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条―第二十八条)

附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることにかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の

増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「高齢者、身体障害者等」とは、高齢者で日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体機能上の制限を受ける者をいう。

2 この法律において「移動円滑化」とは、公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動に係る身体負担を軽減することにより、その移動の利便性及び安全性を向上することをいう。

3 この法律において「公共交通事業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 鉄道事業法(昭和六十二年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業者(旅客の運送を行うものに限る。)

三 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者

四 自動車タクシーミナル法(昭和三十四年法律第一百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

五 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)による一般旅客定期航路事業(日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された

法人その他の団体以外の者が営む同法による
対外旅客定期航路事業を除く。以下同じ。）を
営む者

六 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)
による本邦航空運送事業者(旅客の運送を行
うものに限る。)

七 前各号に掲げる者以外の者で次項第一号、
第四号又は第五号の旅客施設を設置し、又は
管理するもの

四 この法律において「旅客施設」とは、次に掲げ
る施設であつて、公共交通機関を利用する旅客
の乗降、待合いその他の用に供するものをい
う。

一 鉄道事業法による鉄道施設

二 軌道法による軌道施設

三 自動車ターミナル法によるバスターミナル

四 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、
同法による一般旅客定期航路事業の用に供す
るものに限る。)

五 航空旅客ターミナル施設

五 この法律において「特定旅客施設」とは、旅客
施設のうち、利用者が相当数であること又は相
当数であると見込まれることその他の政令で定
める要件に該当するものをいう。

六 この法律において「車両等」とは、公共交通事
業者等が旅客の運送を行うための事業の用に
供する車両、自動車、船舶及び航空機をいう。

七 この法律において「重点整備地区」とは、特定

旅客施設を中心として設定される次に掲げる要
件に該当する地区をいう。

一 特定旅客施設と間の移動が通常徒歩で行
われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生
活又は社会生活において利用すると認められ
る官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在
地を含む地区であること。

二 特定旅客施設、当該特定旅客施設と前号の
施設との間の経路(以下「特定経路」という。)
を構成する道路、駅前広場、通路その他の施
設(以下「一般交通用施設」という。)及び当該
特定旅客施設又は一般交通用施設と一体とし
て利用される駐車場、公園その他の公共の用
に供する施設(以下「公共用施設」という。)に
ついて移動円滑化のための事業が実施される
ことが特に必要であると認められる地区であ
ること。

三 当該地区において移動円滑化のための事業
を重点的かつ一体的に実施することが、総合
的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切
であると認められる地区であること。

八 この法律において「特定事業」とは、公共交
通特定事業、道路特定事業及び交通安全特定事業
をいう。

九 この法律において「公共交通特定事業」とは、
次に掲げる事業をいう。

一 特定旅客施設内においてエレベーター、エ
スカレーターその他の移動円滑化のために必

要な設備を整備する事業

二 前号の事業に伴い特定旅客施設の構造を変
更する事業

三 公共交通事業者等が特定旅客施設を利用す
る旅客の運送を行うために使用する自動車
(以下「特定車両」という。)を床面の低いもの
とすることその他の特定車両に関する移動円
滑化のために必要な事業

十 この法律において「道路管理者」とは、道路法
(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
に規定する道路管理者をいう。

十一 この法律において「道路特定事業」とは、次に
掲げる道路法による道路の新設又は改築に関す
る事業(これと併せて実施する必要がある移動
円滑化のための施設又は設備の整備に関する事
業を含む。)をいう。

一 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案
内標識その他の移動円滑化のために必要な施
設又は工作物の設置に関する事業

二 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他の
移動円滑化のために必要な道路の構造の改良
に関する事業

十二 この法律において「交通安全特定事業」とは、
次に掲げる事業をいう。

一 高齢者、身体障害者等による道路の横断の
安全を確保するための機能を付加した信号
機、道路交通法(昭和二十五年法律第五号)
第九条の歩行者用道路であることを表示する

道路標識、横断歩道であることを表示する道
路標識その他の移動円滑化のために必要な信
号機、道路標識又は道路標示(以下「信号機
等」という。)の同法第四条第一項の規定によ
る設置に関する事業

二 違法駐車行為(道路交通法第五十一条の二
第一項の違法駐車行為をいう。以下この号に
おいて同じ。)に係る自転車その他の車両の取
締りの強化、違法駐車行為の防止についての
広報活動及び啓発活動その他の移動円滑化の
ために必要な特定経路を構成する道路におけ
る違法駐車行為の防止のための事業
(基本方針)

第三条 主務大臣は、移動円滑化を総合的かつ計
画的に推進するため、移動円滑化の促進に関す
る基本方針(以下「基本方針」という。)を定める
ものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定め
るものとする。

一 移動円滑化の意義及び目標に関する事項
二 移動円滑化のために公共交通事業者等が講
ずべき措置に関する基本的な事項

三 第六条第一項の基本構想の指針となるべき
次に掲げる事項

イ 重点整備地区における移動円滑化の意義
に関する事項
ロ 重点整備地区の位置及び区域に関する基
本的な事項

ハ 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する基本的な事項

二 ハに規定する事業と併せて実施する土地(区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)、市街地再開発事業(都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業をいう。以下同じ。))その他の市街地開発事業(都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第四十七条に規定する市街地開発事業をいう。以下同じ。))に關し移動円滑化のために考慮すべき基本的な事項その他必要な事項

四 移動円滑化の促進のための施策に關する基本的な事項その他移動円滑化の促進に關する事項

3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 移動円滑化のために公共交通事業者等が講ずべき措置

(基準適合義務等)

第四条 公共交通事業者等は、旅客施設を新たに

建設し、若しくは旅客施設について主務省令で定める大規模な改良を行うとき又は車両等を新たにその事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等(以下「新設旅客施設等」という。)を、移動円滑化のために必要な構造及び設備に關する主務省令で定める基準(以下「移動円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 公共交通事業者等は、新設旅客施設等を移動円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3 公共交通事業者等は、その事業の用に供する旅客施設及び車両等(新設旅客施設等を除く。)を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公共交通事業者等は、高齢者、身体障害者等に対し、これらの者が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならない。

5 公共交通事業者等は、その職員に対し、移動円滑化を図るために必要な教育訓練を行うよう努めなければならない。

(基準適合性審査等)

第五条 主務大臣は、新設旅客施設等について鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる許可、認可その他の処分申請があつた場合には、当該処分に係る法令に定める基準のほか、移動円滑化基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 公共交通事業者等は、前項の申請又は鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる届出をしなければならない場合を除くほか、旅客施設の建設又は前条第一項の主務省令で定める大規模な改良を行うときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。その届けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 主務大臣は、新設旅客施設等のうち車両等(第一項の規定により審査を行うものを除く。)若しくは前項の政令で定める規定若しくは同項の規定による届出に係る旅客施設について前条第一項の規定に違反している事実があり、又は新設旅客施設等について同条第二項の規定に違反している事実があると認める場合には、公共交通事業者等に対し、当該旅客施設又は車両等を移動円滑化基準に適合させるために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができ、ただし、鉄道事業法その他の法令の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合にあっては、当該命令によるものとする。

第三章 重点整備地区における移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進

(移動円滑化基本構想)

第六条 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進

区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に關する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を作成することができる。

2 基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動円滑化に關する基本的な方針

二 重点整備地区の位置及び区域

三 特定旅客施設、特定車両、特定経路を構成する一般交通用施設及び当該特定旅客施設又は一般交通用施設と一体として利用される公共用施設について移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に關する事項

四 前号に規定する事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に關し移動円滑化のために考慮すべき事項その他必要な事項

3 基本構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に關する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。

4 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に關する事項について、關係する公共交通事業者等、道路管理者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議しなければならない。

5 市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。	公共交通特定事業を実施するための計画(以下「公共交通特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該公共交通特定事業を実施するものとする。	があつた場合において、前条第二項第二号に掲げる事項が基本方針及び移動円滑化基準に照らし適切でないものであり、かつ、同項第二号及び第三号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
6 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。	2 公共交通特定事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。	3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
7 前二項に規定するもののほか、関係する公共交通事業者等、道路管理者その他の一般交通用施設及び公共用施設の管理者並びに公安委員会は、市町村による基本構想の作成に協力するよう努めなければならない。	3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。	4 第二項の規定は、前項の認定について準用する。
8 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者その他の一般交通用施設及び公共用施設の管理者並びに公安委員会に、基本構想の写しを送付しなければならない。	4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。	5 主務大臣は、第二項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画(第三項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
9 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により基本構想の写しの送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。	5 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。	(公共交通特定事業の実施に係る命令等) 第九条 市町村は、第七条第一項の規定による公共交通特定事業が実施されていないと認めるときは、公共交通事業者等に対し、その実施を要請することができる。
10 第四項から前項までの規定は、基本構想の変更について準用する。	第八條 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。	2 市町村は、前項の規定による要請を受けた公共交通事業者等が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
(公共交通特定事業の実施) 第七条 前条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公共交通事業者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して公	2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請が	3 主務大臣は、前項の規定による通知があつた場合において、公共交通事業者等が正当な理由

- 3 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 4 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 道路特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 5 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 7 道路管理者は、道路特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 8 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。
- (交通安全特定事業の実施)
- 第十一条 第六条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の規定による交通安全特定事業(第二条第十二項第一号に掲げる事業に限る。)は、当該信号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 三 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めるときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。
- (一般交通用施設又は公共用施設の整備等)
- 第十二条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた一般交通用施設又は公共用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 基本構想において定められた一般交通用施設又は公共用施設の管理者(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するため、その管理する施設について移動円滑化のための事業の実施に努めなければならない。
- (土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)
- 第十三条 基本構想において定められた土地区画整理事業であつて土地区画整理法第三条第三項又は第三条の二から第三条の四までの規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限り。)においては、特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの(同法第二条第五項に規定する公共施設を除き、基本構想において第六条第二項第四号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に關しその整備を考慮すべきものと定められたものに限り。)の用に供するため、一定の土地を換地として定め、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することのできる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。
- 2 土地区画整理法第四百条第十一項及び第四百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第四百八条第一項中「第三条第三項若しくは第四条項」とあるのは、「第三条第三項」と、「第四百八条第十一項」とあるのは、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第二項において準用する第四百八条第十一項」と読み替えるものとする。

3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第百三条第四項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならぬ。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第一項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第百一十三条、第百二十六条、第百二十七条の二及び第百二十九条の規定の適用については、同項から第三項までの規定は、同法の規定とみなす。

(地方債の特例等)

第十四条 地方公共団体が、第八条第二項又は第三項の規定により認定を受けた公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第四章 指定法人

(指定)

第十五条 主務大臣は、旅客施設及び車両等に係る移動円滑化を促進することを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同条に規定する事業を行う者として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(事業)

第十六条 指定法人は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業の実施に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

二 公共交通事業者等に対して、移動円滑化のための事業の実施に必要の助言、指導、資金の支給その他の援助を行うこと。

三 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業に関する調査及び研究を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、公共交通事業者等による移動円滑化のための事業を促進するために必要な業務を行うこと。

(公共交通事業者等の指定法人に対する通知)

第十七条 公共交通事業者等は、指定法人の求めがあつた場合には、主務省令で定めるところにより、移動円滑化のための事業の実施状況を当該指定法人に通知しなければならない。

(改善命令)

第十八条 主務大臣は、指定法人の第十八条に規定する事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第十九条 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第五章 雜則

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第二十条 国は、移動円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

3 国は、広報活動等を通じて、移動円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国民は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するよう努めなければならない。

(運輸施設整備事業団の特例)

第二十一条 運輸施設整備事業団(以下「事業団」という。)は、運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号。以下「事業団法」という。)第二十条第一項から第三項までに規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 移動円滑化のための事業であつて主務省令で定めるものを実施する公共交通事業者等に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金の交

平成十二年五月十日 参議院會議録第二十二号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案

一四

付を受け、これを財源として、補助金を交付すること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第十三条第三号中「若しくは同条」とあるのは、「同条」と、同号中「その他の者」とあるのは「その他の者若しくは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者等移動円滑化法」という。）第二条第三項に規定する公共交通事業者等」と、事業団法第二十八條第一号中「並びに同条第二項の業務」とあるのは、「同条第二項の業務並びに高齢者等移動円滑化法第二十一条第一項の業務」と、事業団法第三十六条第二項中「第二十条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「第二十条第二項第一号から第四号まで及び高齢者等移動円滑化法第二十一条第一項第一号」と、事業団法第三十八條第二項及び第三十九條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者等移動円滑化法」と、事業団法第四十五條第三号中「第二十条第一項から第三項まで」とあるのは「第二十条第一項から第三項まで又は高齢者等移動円滑化法第二十一条第一項」とする。

3 主務大臣は、第二項第一号の主務省令を定め

ようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十二條 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(主務大臣等)

第二十三條 第三条第一項、第三項及び第四項に

おける主務大臣は、同条第二項第二号に掲げる事項については運輸大臣及び建設大臣とし、その他の事項については運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣とする。

2 第五条、第八条第一項から第三項まで及び第五項、第九条第二項から第四項まで並びに前条第一項における主務大臣は、軌道に関する事項については運輸大臣及び建設大臣とし、その他の事項については運輸大臣とする。

3 第六条第八項及び第九項（これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。）における主務大臣は運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣とし、第十五条、第十八条、第十九条及び前条第二項における主務大臣は運輸大臣及び建設大臣とし、第二十一条第三項における主務大臣は運輸大臣とする。

4 第四条第一項における主務省令は、旅客施設（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に該当する部分に限る。）及び軌道に関する事項については運輸省令・建設省令とし、その他の事項については運輸省令とする。

5 第五条第二項、第八条第一項及び前条第一項における主務省令は、軌道に関する事項については運輸省令・建設省令とし、その他の事項については運輸省令とする。

6 第十条第二項における主務省令は建設省令とし、第十一条第二項における主務省令は国家公安委員会規則とし、第十七条における主務省令は運輸省令・建設省令とし、第二十一条第一項における主務省令は運輸省令とする。

7 この法律による権限は、運輸省令又は建設省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(経過措置)

第二十四条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に対する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五条第三項又は第九条第四項の規定による命令に違反した者

三 第二十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十六条 第二十二条第二項の規定による報告

をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十五条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第二十八条 第十七条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条第一項から第三項まで、第五条第一項及び第三項、第二十五条第二号(第五条第三項に係る部分に限る。)並びに第二十七条の規定中車等(自動車を除く。)に係る部分は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に建設又は第四条第一項の主務省令で定める大規模な改良の工事中の旅客施設については、同項の規定は、適用しない。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後^五十年を経過した場合において、^{この法律}第二十一条第一項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の改正規定の次に次のように加える。

附則第十条第二項中「第二十条第一項第四号から第十号まで」を「第二十条第一項第四号から第十六号まで」に改める。

附則第十条中外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号)附則第二条の改正規定の次に次のように加える。

附則に次の一条を加える。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二項中「第二十条第一項から第三項まで」を「第二十条第一項から第四項まで」に改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十二条の二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「第二十条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「」を「及び第二十条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「並びに」に改める。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第五条 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第二百二十七条の次に次の一条を加える。

(高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第二百二十七条の二 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改め、第二十三条第一項中「運輸大臣及び建設大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸大臣、建設大臣、国家公安委員会及び自治大臣」を「国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣」に改め、同条第二項中「第四項まで」の下に、「第十五条、第十八条、第十九条、第二十一条第三項」を、「前条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「軌道に関する事項については運輸大臣及び建設大臣とし、その他の事項については運輸大臣」を「国土交通大臣」とし、第六条第八項及び第九項(これらの規定を同条第十項において準用する場合を含む。)における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第十一条第二項にお

平成十二年五月十日 参議院會議録第二十二号

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案 投票者氏名

一六

ける主務省令は、国家公安委員会規則とする。

第二十三条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「運輸省令又は建設省令」を「国土交通省令」に改め、同項を同条第四項とする。

(運輸省設置法の一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)の施行に關すること。

第四条第一項第十号の三の次に次の一号を加える。

十の四 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の規定に基づき、基本方針を定め、又は必要な処分をすること。

(建設省設置法の一部改正)

第七条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三号の十一号中「及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的

推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)」

を「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)」に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第八条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の十の次に次の一号を加える。

三の十一 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第 号)の施行に關する事務を行うこと。

第五条第三号の八の次に次の一号を加える。

三の九 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律に基づき、基本方針を定めること。

投票者氏名

日程第一 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三五名

阿南 一成君	阿部 正俊君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君
青木 幹雄君	有馬 朗人君	末広まきこ君	鈴木 政二君
井上 裕君	石渡 清元君	鈴木 正孝君	世耕 弘成君
泉 信也君	市川 一朗君	田浦 直君	田中 直紀君
入澤 肇君	岩井 國臣君	田村 公平君	竹山 裕君
岩城 光英君	岩崎 純三君	武見 敬三君	谷川 秀善君
岩瀬 良三君	岩永 浩美君	月原 茂晴君	常田 享祥君
上杉 光弘君	上野 公成君	鶴保 庸介君	中島 啓雄君
海老原義彦君	尾辻 秀久君	中島 眞人君	中曾根弘文君
大島 慶久君	大野つや子君	仲道 俊哉君	長峯 基君
太田 豊秋君	扇 千景君	成瀬 守重君	西田 吉宏君
岡野 裕君	加藤 紀文君	野沢 太三君	野間 起君
加納 時男君	狩野 安君	南野知恵子君	長谷川道郎君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君	橋本 聖子君	馳 浩君
片山虎之助君	金田 勝年君	畑 恵君	服部三男雄君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君	林 芳正君	日出 英輔君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	保坂 三蔵君	星野 朋市君
河本 英典君	木村 仁君	真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
岸 宏一君	北岡 秀二君	松田 岩夫君	松村 龍二君
久世 公堯君	久野 恒一君	三浦 一水君	水島 裕君
国井 正幸君	倉田 寛之君	溝手 顯正君	村上 正邦君
小山 孝雄君	鴻池 祥肇君	森下 博之君	森田 次夫君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	森山 裕君	矢野 哲朗君
佐藤 泰三君	斉藤 滋宣君	山内 俊夫君	山崎 力君
清水嘉子子君	塩崎 恭久君	山崎 正昭君	山下 善彦君
		山本 一太君	依田 智治君

吉川 芳男君	吉村剛太郎君	本岡 昭次君	築瀬 進君	大淵 綱子君	梶原 敬義君	入澤 肇君	岩井 國臣君
若林 正俊君	脇 雅史君	柳田 稔君	山下八洲夫君	日下部禮代子君	清水 澄子君	岩城 光英君	岩崎 純三君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	吉田 之久君	和田 洋子君	谷本 巍君	照屋 寛徳君	岩瀬 良三君	岩永 浩美君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	田 英夫君	福島 瑞穂君	上杉 光弘君	上野 公成君
石田 美栄君	今井 澄君	海野 義孝君	大森 礼子君	淵上 貞雄君	三重野栄子君	海老原義彦君	尾辻 秀久君
今泉 昭君	海野 徹君	加藤 修一君	風間 純君	山本 正和君	岩本 莊太君	大島 慶久君	大野つや子君
江田 五月君	江本 孟紀君	木庭健太郎君	沢 たまき君	田名部匡省君	田村 秀昭君	太田 豊秋君	扇 千景君
小川 勝也君	小川 敏夫君	白浜 一良君	高野 博師君	高橋紀世子君	戸田 邦司君	岡野 裕君	加藤 紀文君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	但馬 久美君	統 訓弘君	戸田 邦司君	堂本 暁子君	加納 時男君	狩野 安君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	平野 貞夫君	松岡満壽男君	鹿熊 安正君	景山俊太郎君
北澤 俊美君	久保 亘君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	水野 誠一君	渡辺 秀央君	片山虎之助君	金田 勝年君
郡司 彰君	小林 元君	弘友 和夫君	福本 潤一君	石井 一二君	佐藤 道夫君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君
小宮山洋子君	小山 峰男君	益田 洋介君	松 あきら君	島袋 宗康君	西川きよし君	亀井 郁夫君	龜谷 博昭君
興石 東君	佐藤 泰介君	森本 晃司君	山下 栄一君	魚住 汎英君	菅野 久光君	河本 英典君	木村 仁君
佐藤 雄平君	齋藤 勤君	山本 保君	阿部 幸代君	中村 敦夫君		岸 宏一君	北岡 秀二君
櫻井 充君	笹野 貞子君	井上 美代君	池田 幹幸君			久世 公堯君	久野 恒一君
菅川 健二君	竹村 泰子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君			国井 正幸君	倉田 寛之君
谷林 正昭君	千葉 景子君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君			小山 孝雄君	鴻池 祥肇君
寺崎 昭久君	内藤 正光君	笠井 亮君	小池 晃君			佐々木知子君	佐藤 昭郎君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君	小泉 親司君	須藤美也子君			佐藤 泰三君	齊藤 滋宣君
長谷川 清君	平田 健二君	立木 洋君	富樫 練三君			清水嘉子子君	塩崎 恭久君
広中和歌子君	福山 哲郎君	西山登紀子君	橋本 敦君			陣内 孝雄君	須藤良太郎君
藤井 俊男君	堀 利和君	畑野 君枝君	八田ひろ子君			末広まきこ君	鈴木 政二君
本田 良一君	前川 忠夫君	林 紀子君	筆坂 秀世君			鈴木 正孝君	世耕 弘成君
松崎 俊久君	松前 達郎君	宮本 岳志君	山下 芳生君			田浦 直君	田中 直紀君
田 より子君	峰崎 直樹君	吉岡 吉典君	吉川 春子君				

反対者氏名

○名

日程第一 高齢者、身体障害者等の公共交通機関
を利用した移動の円滑化の促進に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一三五名

阿南 一成君 阿部 正俊君
青木 幹雄君 有馬 朗人君
井上 裕君 石渡 清元君
泉 信也君 市川 一朗君

田村 公平君	竹山 裕君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	吉田 之久君	和田 洋子君	日下部禮代子君	清水 澄子君
武見 敬三君	谷川 秀善君	石田 美栄君	今井 澄君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君	谷本 巍君	照屋 寛徳君
月原 茂皓君	常田 享詳君	今泉 昭君	海野 徹君	海野 義孝君	大森 礼子君	田 英夫君	福島 瑞穂君
鶴保 康介君	中島 啓雄君	江田 五月君	江本 孟紀君	加藤 修一君	風間 昶君	洲上 貞雄君	三重野栄子君
中島 眞人君	中曾根弘文君	小川 勝也君	小川 敏夫君	木庭健太郎君	沢 たまき君	山本 正和君	岩本 莊太君
仲道 俊哉君	長峯 基君	岡崎トミ子君	勝木 健司君	白浜 一良君	高野 博師君	田名部匡省君	田村 秀昭君
成瀬 守重君	西田 吉宏君	川橋 幸子君	木俣 佳丈君	但馬 久美君	統 訓弘君	高橋紀世子君	高橋 令則君
野沢 太三君	野間 起君	北澤 俊美君	久保 亘君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	戸田 邦司君	堂本 睦子君
南野知恵子君	長谷川道郎君	郡司 彰君	小林 元君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	平野 貞夫君	松岡満壽男君
橋本 聖子君	馳 浩君	小宮山洋子君	小山 峰男君	弘友 和夫君	福本 潤一君	水野 誠一君	渡辺 秀央君
畑 恵君	服部三男雄君	興石 東君	佐藤 泰介君	益田 洋介君	松 あきら君	石井 一二君	佐藤 道夫君
林 芳正君	日出 英輔君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君	森本 晃司君	山下 栄一君	島袋 宗康君	西川きよし君
保坂 三蔵君	星野 朋市君	櫻井 充君	笹野 貞子君	山本 保君	阿部 幸代君	魚住 汎英君	曾野 久光君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君	菅川 健二君	竹村 泰子君	井上 美代君	池田 幹幸君	中村 敦夫君	
松田 岩夫君	松村 龍二君	谷林 正昭君	千葉 景子君	市田 忠義君	岩佐 恵美君		
三浦 一水君	水島 裕君	寺崎 昭久君	内藤 正光君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君		
溝手 顕正君	村上 正邦君	直嶋 正行君	羽田雄一郎君	笠井 亮君	小池 晃君		
森下 博之君	森田 次夫君	長谷川 清君	平田 健二君	小泉 親司君	須藤美也子君		
森山 裕君	矢野 哲朗君	広中和歌子君	福山 哲郎君	立木 洋君	富樫 練三君		
山内 俊夫君	山崎 力君	藤井 俊男君	堀 利和君	西山登紀子君	橋本 敦君		
山崎 正昭君	山下 善彦君	本田 良一君	前川 忠夫君	畑野 君枝君	八田ひろ子君		
山本 一太君	依田 智治君	松崎 俊久君	前川 達郎君	林 紀子君	筆坂 秀世君		
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	円 より子君	峰崎 直樹君	宮本 岳志君	山下 芳生君		
若林 正俊君	脇 雅史君	本岡 昭次君	築瀬 進君	吉岡 吉典君	吉川 春子君		
足立 良平君	浅尾慶一郎君	柳田 稔君	山下八洲夫君	大淵 絹子君	梶原 敬義君		

反対者氏名

○名

米国原子力軍艦の寄港に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十二年四月六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

照屋 寛徳

米国原子力軍艦の寄港に関する質問主意書
私が、平成十二年三月八日付けで提出した米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ地区への寄港に関する質問主意書に対し、同月二十四日付けの政府答弁書(以下「答弁書」という。)が出た。

答弁書によると、「我が国に寄港した原子力軍艦から放射能放出事故が発生した場合を想定した災害対策マニュアルは策定していない」ことが明らかとなった。東海村臨海事故で国民の原子力に対する不信・不安が高まっている中において、在日米軍基地に寄港した原子力軍艦から放射能放出事故が発生した場合の災害対策マニュアルが策定されていないことは、国民を原子力災害の危険にさらすものであり、断じて容認できない。かかる政府の無責任極まりない米国原子力軍艦の寄港への対応に、沖縄県民はもとより多くの国民の怒りは臨界にある。

また、答弁書によると、ホワイト・ビーチ地区への米国原子力軍艦の寄港は、これまで政府から沖縄県を介して公表された寄港回数より二回多くなっている。つまり、沖縄県に通報され、公表された寄港回数は二回少なくしているのである。加えてここ数年、寄港の形態も沖合停泊か接岸へと変化しつつあることが明らかであり、ホワイト・ビーチ地区が米国原子力軍艦の母港化する前兆ではないか、と危惧するものである。そもそも

も、米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ地区への寄港増加は、沖縄県民にとって「危険の接近」そのものと言わざるを得ない。国是とする非核三原則に照らしても、我が国への米国原子力軍艦の寄港は直ちに中止すべきである。

以下質問する。

一、一九七二年一月一日以降、二〇〇〇年三月末日までに横須賀基地及び佐世保基地へ寄港した米国原子力軍艦の寄港年月日、艦船名、寄港目的、艦船の排水量、全長、乗員数、停泊時間、停泊の形態(沖合か接岸か)を明らかにされたか。

二、米国原子力軍艦がホワイト・ビーチ地区、横須賀基地及び佐世保基地へ寄港する前後の放射能汚染調査の実施、寄港通報体制等にそれぞれ差違があるか明らかにされたい。

三、昭和六十二年以降、米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ地区への寄港が増加し、寄港形態も沖合停泊より接岸が増えるなどホワイト・ビーチ地区が米国原子力軍艦の母港と化しているのではないかと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

四、復帰後、二〇〇〇年二月末日までにホワイト・ビーチ地区へ寄港した米国原子力軍艦の寄港回数が、政府から沖縄県を介して公表された

回数より二回多くなっているのはいかなる理由によるか明らかにされたい。
右質問する。

平成十二年四月二十八日

内閣総理大臣 森 喜朗

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出米国原子力軍艦の寄港に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出米国原子力軍艦の寄港に関する質問に対する答弁書

一について

昭和四十七年一月一日から平成十二年三月末日までに横須賀海軍施設又は佐世保海軍施設に寄港したアメリカ合衆国原子力軍艦(以下「原子力軍艦」という。)の寄港年月日、艦船名等については、別表のとおりである。

二について

原子力軍艦が寄港する際の通報連絡体制、放射能調査の実施方法等については、ホワイト・ビーチ地区、横須賀海軍施設及び佐世保海軍施設の間で差異はない。

三について

お尋ねの「母港」とは、法令上の用語ではなく、

く、一般に艦船の在籍港、登録港、家族居住地、活動上の根拠地というような様々な意味において用いられているところであり、ホワイト・ビーチ地区が原子力軍艦の「母港」となっているか否かについては、「母港」の意味いかによるので、一概にはお答えできない。

四について

沖縄県総務部知事公室基地対策室によれば、「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)」「平成十二年三月」において公表している昭和四十七年五月十五日から平成十二年二月末日までにホワイト・ビーチ地区に寄港した原子力軍艦の寄港回数については、昭和五十五年三月十六日における二隻の原子力軍艦の寄港を十五回目の寄港として、平成十一年六月二十八日における二隻の原子力軍艦の寄港を百四十三回目の寄港としてそれぞれ一回に数えているとのことである。

このため、米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ地区への寄港に関する質問に対する答弁書(平成十二年三月二十四日内閣参質一四七第七号)の別表で示した原子力軍艦のホワイト・ビーチ地区への寄港回数は、沖縄県が公表している寄港回数より二回多くなっているものと承知している。

別表

横須賀海軍施設又は佐世保海軍施設に寄港した原子力軍艦の

寄港年月日、艦船名等

1. 横須賀海軍施設に寄港した原子力軍艦の寄港年月日、艦船名等

通算 回数	艦 船 名	寄港年月日(注)		寄 港 目 的	排水量 (トン)	全 長 (メートル)	乗員数	停泊時間	停泊の 形 態
		入 港	出 港						
1	フラッシャー	S 47. 2. 19	S 47. 2. 29	休養、補給、維持	3800	89	130	241時間	接 岸
2	スカルピン	S 47. 3. 3	S 47. 3. 17	休養、補給、維持	3070	77	93	337時間	接 岸
3	シー・ドラゴン	S 47. 3. 19	S 47. 4. 1	休養、補給、維持	2570	81	130	318時間	接 岸
4	シー・ドラゴン	S 47. 5. 7	S 47. 5. 9	休養、補給、維持	2570	81	130	48時間	接 岸
5	アスプロ	S 47. 6. 25	S 47. 7. 4	休養、補給、維持	4250	89	120	217時間	接 岸
6	ガード・フィッシュ	S 47. 7. 1	S 47. 7. 6	休養、補給、維持	3750	85	130	120時間	接 岸
7	ガーナード	S 47. 7. 1	S 47. 7. 4	休養、補給、維持	4250	89	130	70時間	接 岸
8	ボギー	S 47. 8. 4	S 47. 8. 11	休養、補給、維持	4250	89	130	169時間	接 岸
9	ホークビル	S 47. 8. 15	S 47. 8. 19	休養、補給、維持	4250	89	130	96時間	接 岸
10	バーブ	S 47. 8. 31	S 47. 8. 31	運用上の理由	3750	85	130	1 時間	沖合停泊
11	バーブ	S 47. 9. 4	S 47. 9. 4	運用上の理由	3750	85	130	1 時間	沖合停泊
12	バーブ	S 47. 9. 7	S 47. 9. 20	休養、補給、維持	3750	85	130	313時間	接 岸
13	ボギー	S 47. 9. 29	S 47. 10. 10	休養、補給、維持	4250	89	130	264時間30分	接 岸
14	パファー	S 47. 10. 1	S 47. 10. 13	休養、補給、維持	4250	89	130	289時間	接 岸
15	パファー	S 47. 10. 17	S 47. 10. 17	運用上の理由	4250	89	130	1 時間	沖合停泊
16	パファー	S 47. 10. 21	S 47. 10. 21	運用上の理由	4250	89	130	1 時間	沖合停泊
17	パファー	S 47. 10. 24	S 47. 10. 24	運用上の理由	4250	89	130	1 時間	沖合停泊
18	パファー	S 47. 10. 26	S 47. 10. 30	休養、補給、維持	4250	89	130	101時間	接 岸
19	クイーン・フィッシュ	S 47. 11. 13	S 47. 11. 13	運用上の理由	4250	89	130	1 時間	沖合停泊
20	クイーン・フィッシュ	S 47. 11. 29	S 47. 12. 9	休養、補給、維持	4250	89	130	240時間	接 岸
21	パファー	S 47. 12. 14	S 47. 12. 26	休養、補給、維持	4250	89	130	291時間	接 岸
22	ピンタド	S 48. 1. 7	S 48. 1. 20	休養、補給、維持	4250	89	130	316時間	接 岸
23	クイーン・フィッシュ	S 48. 1. 24	S 48. 2. 3	休養、補給、維持	4250	89	130	238時間	接 岸
24	トラクストン	S 48. 1. 26	S 48. 1. 30	休養、補給、維持	8200	172	505	96時間	接 岸
25	クイーン・フィッシュ	S 48. 2. 18	S 48. 2. 22	休養、補給、維持	4250	89	130	96時間	接 岸
26	ピンタド	S 48. 2. 27	S 48. 3. 3	休養、補給、維持	4250	89	130	96時間	接 岸
27	クイーン・フィッシュ	S 48. 3. 22	S 48. 3. 29	休養、補給、維持	4250	89	130	173時間	接 岸
28	ベインブリッジ	S 48. 3. 25	S 48. 3. 27	休養、補給、維持	7600	168	568	49時間	接 岸
29	スキャンブ	S 48. 4. 23	S 48. 5. 2	休養、補給、維持	3070	77	93	218時間	接 岸
30	ドラム	S 48. 5. 16	S 48. 5. 30	休養、補給、維持	4250	89	130	330時間	接 岸
31	ロング・ビーチ	S 48. 5. 20	S 48. 5. 26	休養、補給、維持	14200	220	1045	144時間	接 岸
32	スキャンブ	S 48. 6. 18	S 48. 6. 30	休養、補給、維持	3070	77	93	264時間	接 岸
33	ドラム	S 48. 7. 28	S 48. 8. 12	休養、補給、維持	4250	89	130	360時間	接 岸

官 報 (号 外)

平成十二年五月十日 参議院会議録第二十二号 質問主意書及び答弁書

34	ハドック	S 48. 8. 25	S 48. 8. 30	休養、補給、維持	3750	85	130	118時間	接 岸
35	ガード・フィッシュ	S 48. 9. 4	S 48. 9. 17	休養、補給、維持	3750	85	130	318時間	接 岸
36	フラッシャー	S 48. 9. 16	S 48. 9. 22	休養、補給、維持	3800	89	130	144時間	接 岸
37	ハドック	S 48. 9. 26	S 48. 10. 8	休養、補給、維持	3750	85	130	282時間	接 岸
38	ガード・フィッシュ	S 48. 10. 8	S 48. 10. 29	休養、補給、維持	3750	85	130	505時間	接 岸
39	フラッシャー	S 48. 11. 22	S 48. 12. 3	休養、補給、維持	3800	89	130	258時間	接 岸
40	パーミット	S 49. 6. 5	S 49. 6. 10	休養、補給、維持	3750	85	130	120時間	接 岸
41	ピンタド	S 49. 7. 31	S 49. 8. 12	休養、補給、維持	4250	89	130	288時間	接 岸
42	パーミット	S 49. 8. 15	S 49. 8. 21	休養、補給、維持	3750	85	130	146時間	接 岸
43	ガーナード	S 49. 8. 21	S 49. 8. 25	休養、補給、維持	4250	89	130	91時間	接 岸
44	パーミット	S 49. 9. 27	S 49. 9. 28	休養、補給、維持	3750	85	130	27時間	接 岸
45	ボギー	S 49. 9. 30	S 49. 10. 8	休養、補給、維持	4250	89	130	188時間	接 岸
46	ハドック	S 50. 1. 14	S 50. 1. 17	休養、補給、維持	3750	85	130	76時間	接 岸
47	ブランジャー	S 50. 2. 18	S 50. 2. 19	休養、補給、維持	3750	85	130	33時間	接 岸
48	ブランジャー	S 50. 2. 24	S 50. 3. 2	休養、補給、維持	3750	85	130	144時間	接 岸
49	ハドック	S 50. 4. 19	S 50. 4. 25	休養、補給、維持	3750	85	130	141時間	接 岸
50	ロング・ビーチ	S 50. 4. 26	S 50. 5. 10	休養、補給、維持	14200	220	1045	336時間	接 岸
51	ロング・ビーチ	S 50. 5. 22	S 50. 5. 24	休養、補給、維持	14200	220	1045	48時間	接 岸
52	アスプロ	S 50. 6. 10	S 50. 6. 18	休養、補給、維持	4250	89	124	192時間	接 岸
53	ギタロ	S 50. 9. 10	S 50. 9. 14	休養、補給、維持	4250	89	130	88時間	接 岸
54	パーミット	S 51. 3. 20	S 51. 3. 25	休養、補給、維持	3750	85	130	115時間	接 岸
55	ソード・フィッシュ	S 51. 3. 30	S 51. 4. 9	休養、補給、維持	2310	81	130	240時間	接 岸
56	ソード・フィッシュ	S 51. 4. 28	S 51. 5. 5	休養、補給、維持	2310	81	130	168時間	接 岸
57	スヌーク	S 51. 5. 17	S 51. 5. 19	休養、補給、維持	3070	77	93	48時間	接 岸
58	ボラック	S 51. 6. 1	S 51. 6. 12	休養、補給、維持	3750	85	130	260時間	接 岸
59	ドラム	S 51. 6. 24	S 51. 6. 28	休養、補給、維持	4250	89	130	96時間	接 岸
60	ブランジャー	S 51. 10. 16	S 51. 10. 19	休養、補給、維持	3750	85	130	72時間	接 岸
61	スキャンブ	S 51. 10. 28	S 51. 11. 8	休養、補給、維持	3070	77	93	264時間	接 岸
62	サーゴ	S 52. 10. 14	S 52. 10. 17	休養、補給、維持	2570	81	130	60時間	接 岸
63	ピンタド	S 52. 10. 17	S 52. 10. 28	休養、補給、維持	4250	89	130	261時間	接 岸
64	ピンタド	S 52. 11. 2	S 52. 11. 7	休養、補給、維持	4250	89	130	123時間	接 岸
65	ソード・フィッシュ	S 52. 11. 16	S 52. 11. 19	休養、補給、維持	2310	81	130	67時間	接 岸
66	ベインブリッジ	S 53. 2. 3	S 53. 2. 6	休養、補給、維持	7600	168	568	71時間	接 岸
67	ボギー	S 53. 3. 3	S 53. 3. 3	補給、維持	4250	89	130	1時間	沖合停泊
68	ボギー	S 53. 3. 5	S 53. 3. 10	休養、補給、維持	4250	89	130	120時間	接 岸
69	ブランジャー	S 53. 5. 15	S 53. 5. 26	休養、補給、維持	3750	85	130	263時間	接 岸
70	ベインブリッジ	S 53. 6. 5	S 53. 6. 28	休養、補給、維持	7600	168	568	564時間	接 岸
71	ガード・フィッシュ	S 53. 8. 21	S 53. 8. 28	休養、補給、維持	3750	85	130	169時間	接 岸
72	バープ	S 53. 11. 27	S 53. 12. 1	補給、維持	3750	85	130	93時間30分	接 岸

73	シー・ドラゴン	S 54. 1. 23	S 54. 1. 27	休養、補給、維持	2570	81	130	98時間	接 岸
74	サーゴ	S 54. 2. 21	S 54. 3. 2	休養、補給、維持	2570	81	130	221時間	接 岸
75	ガーナード	S 54. 6. 25	S 54. 6. 28	休養、補給、維持	4250	89	130	72時間	接 岸
76	ソード・フィッシュ	S 54. 7. 19	S 54. 7. 25	休養、補給、維持	2310	81	130	143時間	接 岸
77	サーゴ	S 54. 7. 28	S 54. 7. 28	休養、補給、維持	2570	81	130	3時間40分	接 岸
78	バインブリッジ	S 54. 9. 2	S 54. 9. 7	休養、補給、維持	7600	168	568	122時間	接 岸
79	バインブリッジ	S 54. 9. 25	S 54. 9. 30	休養、補給、維持	7600	168	568	123時間	接 岸
80	プランジャー	S 54. 11. 19	S 54. 11. 27	休養、補給、維持	3750	85	130	213時間	接 岸
81	フラッシャー	S 55. 4. 17	S 55. 4. 22	休養、補給、維持	3800	89	130	115時間	接 岸
82	シー・ドラゴン	S 55. 4. 23	S 55. 5. 2	休養、補給、維持	2570	81	130	217時間	接 岸
83	ギタロ	S 55. 4. 28	S 55. 5. 5	休養、補給、維持	4250	89	130	191時間30分	接 岸
84	アスプロ	S 55. 5. 3	S 55. 5. 4	休養、補給、維持	4250	89	107	24時間	接 岸
85	ロング・ビーチ	S 55. 6. 4	S 55. 6. 10	休養、補給、維持	14200	220	1045	146時間30分	接 岸
86	アスプロ	S 55. 6. 9	S 55. 6. 11	休養、補給、維持	4250	89	107	48時間	接 岸
87	ソード・フィッシュ	S 55. 7. 31	S 55. 8. 3	休養、補給、維持	2310	81	130	72時間	接 岸
88	スケート	S 55. 9. 9	S 55. 9. 13	休養、補給、維持	2310	81	130	112時間	接 岸
89	ロス・アンジェルス	S 56. 9. 18	S 56. 9. 18	病人の移送	6000	110	130	2時間	沖合停泊
90	シー・ドラゴン	S 56. 9. 24	S 56. 9. 29	休養、補給、維持	2570	81	130	120時間	接 岸
91	ハドー	S 56. 10. 4	S 56. 10. 11	休養、補給、維持	4250	89	130	168時間	接 岸
92	ロス・アンジェルス	S 56. 10. 14	S 56. 10. 16	補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸
93	ニュー・ヨーク・シティ	S 56. 12. 2	S 56. 12. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
94	ドラム	S 56. 12. 21	S 56. 12. 25	休養、補給、維持	4250	89	130	90時間30分	接 岸
95	タニー	S 57. 1. 7	S 57. 1. 11	休養、補給、維持	4460	92	130	96時間	接 岸
96	フラッシャー	S 57. 1. 8	S 57. 1. 14	休養、補給、維持	3800	89	130	120時間	接 岸
97	タニー	S 57. 2. 13	S 57. 2. 19	休養、補給、維持	4460	92	130	144時間	接 岸
98	アスプロ	S 57. 3. 5	S 57. 3. 7	休養、補給、維持	4250	89	110	46時間	接 岸
99	トートグ	S 57. 3. 17	S 57. 3. 18	休養、補給、維持	4250	89	130	22時間	接 岸
100	ガード・フィッシュ	S 57. 3. 22	S 57. 4. 1	休養、補給、維持	3750	85	130	240時間	接 岸
101	トートグ	S 57. 3. 28	S 57. 4. 3	休養、補給、維持	4250	89	130	144時間	接 岸
102	タニー	S 57. 3. 29	S 57. 4. 1	休養、補給、維持	4460	92	130	77時間	接 岸
103	インディアナポリス	S 57. 4. 4	S 57. 4. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	212時間30分	接 岸
104	パファー	S 57. 4. 20	S 57. 5. 3	休養、補給、維持	4250	89	130	306時間30分	接 岸
105	スケート	S 57. 4. 23	S 57. 4. 27	休養、補給、維持	2310	81	130	96時間	接 岸
106	ガーナード	S 57. 5. 17	S 57. 5. 25	休養、補給、維持	4250	89	130	192時間	接 岸
107	サン・フランシスコ	S 57. 6. 5	S 57. 6. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
108	パーミット	S 57. 6. 18	S 57. 6. 23	休養、補給、維持	3750	85	130	121時間	接 岸
109	ボラック	S 57. 7. 13	S 57. 7. 18	休養、補給、維持	3750	85	130	115時間	接 岸
110	スケート	S 57. 8. 20	S 57. 8. 23	休養、補給、維持	2310	81	130	77時間	接 岸
111	トーマス・A・エジソン	S 57. 8. 29	S 57. 9. 3	休養、補給、維持	6955	125	125	120時間	接 岸

官 報 (号 外)

平成十二年五月十日 参議院會議録第二十二号 質問主意書及び答弁書

112	フラッシャー	S 57. 9. 5	S 57. 9. 10	休養、補給、維持	3800	89	130	126時間	接 岸
113	パーミット	S 57. 9. 8	S 57. 9. 11	休養、補給、維持	3750	85	130	72時間	接 岸
114	ニュー・ヨーク・シティ	S 57. 9. 24	S 57. 10. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
115	パファー	S 58. 1. 7	S 58. 1. 15	休養、補給、維持	4250	89	130	191時間	接 岸
116	タニー	S 58. 1. 17	S 58. 1. 25	休養、補給、維持	4460	92	130	192時間	接 岸
117	オマハ	S 58. 2. 15	S 58. 2. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
118	タニー	S 58. 3. 11	S 58. 3. 16	休養、補給、維持	4460	92	130	120時間	接 岸
119	ロス・アンジェルス	S 58. 3. 25	S 58. 4. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
120	ホークビル	S 58. 3. 27	S 58. 4. 1	休養、補給、維持	4250	89	130	124時間	接 岸
121	ホークビル	S 58. 4. 20	S 58. 4. 26	休養、補給、維持	4250	89	130	145時間	接 岸
122	サン・フランシスコ	S 58. 4. 21	S 58. 4. 25	休養、補給、維持	6000	110	130	95時間	接 岸
123	ボラック	S 58. 4. 21	S 58. 4. 25	休養、補給、維持	3750	85	130	95時間	接 岸
124	ガード・フィッシュ	S 58. 4. 25	S 58. 5. 4	休養、補給、維持	3750	85	130	216時間	接 岸
125	ガーナード	S 58. 5. 26	S 58. 6. 12	休養、補給、維持	4250	89	130	408時間	接 岸
126	ドラム	S 58. 6. 4	S 58. 6. 13	休養、補給、維持	4250	89	130	216時間	接 岸
127	インディアナポリス	S 58. 6. 23	S 58. 7. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	264時間	接 岸
128	ハドック	S 58. 7. 8	S 58. 7. 12	休養、補給、維持	3750	85	130	96時間	接 岸
129	アスプロ	S 58. 8. 4	S 58. 8. 15	休養、補給、維持	4250	89	126	264時間	接 岸
130	ガーナード	S 58. 8. 18	S 58. 8. 21	休養、補給、維持	4250	89	130	72時間	接 岸
131	ハドック	S 58. 8. 22	S 58. 9. 1	休養、補給、維持	3750	85	130	240時間	接 岸
132	アスプロ	S 58. 8. 26	S 58. 8. 27	休養、補給、維持	4250	89	126	26時間	接 岸
133	スケート	S 58. 10. 8	S 58. 10. 14	休養、補給、維持	2310	81	130	146時間	接 岸
134	ハドック	S 58. 11. 15	S 58. 11. 17	休養、補給、維持	3750	85	130	43時間	接 岸
135	サン・フランシスコ	S 58. 12. 10	S 58. 12. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	115時間	接 岸
136	クイーン・フィッシュ	S 58. 12. 16	S 58. 12. 30	休養、補給、維持	4250	89	130	336時間	接 岸
137	バーブ	S 58. 12. 29	S 59. 1. 4	休養、補給、維持	3750	85	130	144時間	接 岸
138	タニー	S 59. 2. 1	S 59. 2. 6	休養、補給、維持	4460	92	130	120時間	接 岸
139	ボラック	S 59. 2. 4	S 59. 2. 14	休養、補給、維持	3750	85	130	235時間	接 岸
140	ロング・ビーチ	S 59. 3. 2	S 59. 3. 5	休養、補給、維持	14200	220	1045	72時間	接 岸
141	ニュー・ヨーク・シティ	S 59. 3. 20	S 59. 3. 30	休養、補給、維持	6000	110	130	240時間	接 岸
142	ボラック	S 59. 3. 23	S 59. 4. 1	休養、補給、維持	3750	85	130	211時間	接 岸
143	サン・フランシスコ	S 59. 3. 28	S 59. 4. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	73時間	接 岸
144	プランジャー	S 59. 5. 4	S 59. 5. 12	休養、補給、維持	3750	85	130	187時間	接 岸
145	サン・フランシスコ	S 59. 5. 15	S 59. 5. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	115時間	接 岸
146	オマハ	S 59. 5. 16	S 59. 5. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	139時間	接 岸
147	タニー	S 59. 6. 14	S 59. 6. 21	休養、補給、維持	4460	92	130	163時間	接 岸
148	プランジャー	S 59. 6. 25	S 59. 6. 28	休養、補給、維持	3750	85	130	67時間	接 岸
149	ドラム	S 59. 8. 5	S 59. 8. 8	休養、補給、維持	4250	89	130	72時間	接 岸
150	ドラム	S 59. 8. 9	S 59. 8. 11	休養、補給、維持	4250	89	130	53時間	接 岸

151	サーゴ	S 59. 8. 16	S 59. 8. 24	休養、補給、維持	2310	81	130	187時間	接 岸
152	アスプロ	S 59. 8. 16	S 59. 8. 24	休養、補給、維持	4250	89	130	186時間	接 岸
153	キャヴァラ	S 59. 9. 3	S 59. 9. 11	休養、補給、維持	4460	92	130	187時間	接 岸
154	トートグ	S 59. 9. 6	S 59. 9. 13	休養、補給、維持	4250	89	130	165時間	接 岸
155	ドラム	S 59. 9. 11	S 59. 9. 13	休養、補給、維持	4250	89	130	43時間	接 岸
156	インディアナポリス	S 59. 9. 19	S 59. 9. 24	休養、補給、維持	6000	110	130	115時間	接 岸
157	インディアナポリス	S 59. 9. 30	S 59. 10. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	331時間	接 岸
158	ボラック	S 59. 11. 17	S 59. 11. 23	休養、補給、維持	3750	85	130	139時間	接 岸
159	サーゴ	S 59. 12. 1	S 59. 12. 4	休養、補給、維持	2310	81	130	67時間	接 岸
160	ソード・フィッシュ	S 59. 12. 3	S 59. 12. 13	休養、補給、維持	2310	81	130	235時間	接 岸
161	サン・フランシスコ	S 59. 12. 3	S 59. 12. 7	休養、補給、維持	6000	110	130	93時間	接 岸
162	カール・ヴィンソン	S 59. 12. 10	S 59. 12. 12	休養、補給、維持	81600	332	5600	48時間	接 岸
163	ボラック	S 60. 1. 9	S 60. 1. 12	休養、補給、維持	3750	85	130	70時間	接 岸
164	ウィリアム・H・ベイツ	S 60. 1. 19	S 60. 1. 21	休養、補給、維持	4460	92	130	43時間	接 岸
165	スケート	S 60. 1. 25	S 60. 1. 30	休養、補給、維持	2310	81	130	118時間	接 岸
166	ラ・ホヤ	S 60. 1. 28	S 60. 1. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	65時間	接 岸
167	ハドー	S 60. 3. 5	S 60. 3. 8	休養、補給、維持	4250	89	130	65時間	接 岸
168	ハドー	S 60. 3. 9	S 60. 3. 10	休養、補給、維持	4250	89	130	14時間	接 岸
169	ウィリアム・H・ベイツ	S 60. 3. 15	S 60. 3. 18	休養、補給、維持	4460	92	130	68時間	接 岸
170	ホークビル	S 60. 3. 25	S 60. 3. 27	休養、補給、維持	4250	89	130	46時間	接 岸
171	ボラック	S 60. 3. 29	S 60. 4. 6	休養、補給、維持	3750	85	130	190時間	接 岸
172	ニュー・ヨーク・シティ	S 60. 4. 12	S 60. 4. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	89時間	接 岸
173	ハドー	S 60. 4. 24	S 60. 4. 29	休養、補給、維持	4250	89	130	113時間	接 岸
174	ホークビル	S 60. 5. 18	S 60. 5. 23	休養、補給、維持	4250	89	130	113時間	接 岸
175	タニー	S 60. 5. 20	S 60. 5. 29	休養、補給、維持	4460	92	130	210時間	接 岸
176	ニュー・ヨーク・シティ	S 60. 6. 3	S 60. 6. 7	休養、補給、維持	6000	110	130	94時間	接 岸
177	ニュー・ヨーク・シティ	S 60. 6. 25	S 60. 6. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	22時間	接 岸
178	バーブ	S 60. 7. 3	S 60. 7. 6	休養、補給、維持	3750	85	130	72時間	接 岸
179	パファー	S 60. 7. 3	S 60. 7. 8	休養、補給、維持	4250	89	130	118時間	接 岸
180	ハドー	S 60. 7. 16	S 60. 7. 29	休養、補給、維持	4250	89	130	312時間	接 岸
181	サン・フランシスコ	S 60. 7. 26	S 60. 7. 28	休養、補給、維持	6000	110	130	46時間	接 岸
182	バーミンガム	S 60. 7. 28	S 60. 8. 13	休養、補給、維持	3750	85	130	384時間	接 岸
183	ボーツマス	S 60. 8. 12	S 60. 8. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	118時間	接 岸
184	バーブ	S 60. 8. 21	S 60. 8. 26	休養、補給、維持	3750	85	130	118時間	接 岸
185	サン・フランシスコ	S 60. 9. 14	S 60. 9. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	70時間	接 岸
186	バーミンガム	S 60. 10. 3	S 60. 10. 8	休養、補給、維持	3750	85	130	118時間	接 岸
187	ヒューストン	S 60. 10. 17	S 60. 10. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
188	パッファロー	S 60. 10. 29	S 60. 11. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	94時間	接 岸
189	ヒューストン	S 60. 11. 8	S 60. 11. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	46時間	接 岸

190	パーミット	S 60. 12. 8	S 60. 12. 10	休養、補給、維持	3750	85	130	45時間30分	接 岸
191	ヒューストン	S 60. 12. 12	S 60. 12. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	22時間	接 岸
192	ビンタド	S 60. 12. 14	S 60. 12. 26	休養、補給、維持	4250	89	130	286時間	接 岸
193	ブレマートン	S 61. 1. 5	S 61. 1. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	190時間	接 岸
194	パーミット	S 61. 1. 14	S 61. 1. 24	休養、補給、維持	3750	85	130	238時間	接 岸
195	インディアナポリス	S 61. 1. 23	S 61. 2. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	262時間	接 岸
196	ブランジャー	S 61. 2. 17	S 61. 2. 25	休養、補給、維持	3750	85	130	190時間	接 岸
197	ボギー	S 61. 3. 4	S 61. 3. 6	休養、補給、維持	4250	89	130	46時間	接 岸
198	パーミット	S 61. 3. 5	S 61. 3. 7	休養、補給、維持	3750	85	130	46時間	接 岸
199	ブランジャー	S 61. 3. 12	S 61. 3. 17	休養、補給、維持	3750	85	130	120時間	接 岸
200	ブレマートン	S 61. 3. 16	S 61. 3. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	46時間	接 岸
201	フラッシャー	S 61. 3. 29	S 61. 4. 9	休養、補給、維持	3800	89	130	262時間	接 岸
202	インディアナポリス	S 61. 4. 26	S 61. 5. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸
203	タニー	S 61. 5. 15	S 61. 5. 17	休養、補給、維持	4460	92	130	46時間	接 岸
204	ブレマートン	S 61. 5. 16	S 61. 5. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	23時間	接 岸
205	ブランジャー	S 61. 5. 24	S 61. 5. 26	休養、補給、維持	3750	85	130	44時間	接 岸
206	ボラック	S 61. 6. 29	S 61. 7. 4	休養、補給、維持	3750	85	130	142時間	接 岸
207	ラ・ホヤ	S 61. 7. 25	S 61. 7. 29	休養、補給、維持	6000	110	130	94時間	接 岸
208	ラ・ホヤ	S 61. 7. 30	S 61. 7. 30	補給、維持	6000	110	130	4 時間	接 岸
209	ラ・ホヤ	S 61. 8. 14	S 61. 8. 14	乗員の移送	6000	110	130	45分	沖合停泊
210	サム・ヒューストン	S 61. 8. 20	S 61. 8. 25	休養、補給、維持	6955	125	130	118時間	接 岸
211	ロング・ビーチ	S 61. 8. 24	S 61. 9. 2	休養、補給、維持	14200	220	1045	216時間	接 岸
212	タニー	S 61. 9. 29	S 61. 9. 30	休養、補給、維持	4460	92	130	26時間30分	接 岸
213	ボラック	S 61. 10. 1	S 61. 10. 4	休養、補給、維持	3750	85	130	68時間	接 岸
214	ガード・フィッシュ	S 61. 10. 13	S 61. 10. 20	休養、補給、維持	3750	85	130	166時間	接 岸
215	ガード・フィッシュ	S 61. 10. 23	S 61. 10. 23	補給、維持	3750	85	130	4 時間	接 岸
216	タニー	S 61. 10. 26	S 61. 10. 27	休養、補給、維持	4460	92	130	24時間	接 岸
217	ハドー	S 61. 11. 3	S 61. 11. 6	休養、補給、維持	4250	89	130	66時間	接 岸
218	ハドー	S 61. 11. 12	S 61. 11. 15	休養、補給、維持	4250	89	130	66時間	接 岸
219	ロス・アンジェルス	S 61. 11. 17	S 61. 11. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	70時間	接 岸
220	オリンピア	S 61. 12. 3	S 61. 12. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	190時間	接 岸
221	ガード・フィッシュ	S 61. 12. 4	S 61. 12. 15	休養、補給、維持	3750	85	130	262時間	接 岸
222	オリンピア	S 61. 12. 16	S 61. 12. 16	補給、維持	6000	110	130	1 時間	沖合停泊
223	ガード・フィッシュ	S 61. 12. 22	S 61. 12. 26	休養、補給、維持	3750	85	130	93時間	接 岸
224	サン・フランシスコ	S 61. 12. 23	S 61. 12. 24	休養、補給、維持	6000	110	130	20時間	接 岸
225	オリンピア	S 62. 1. 3	S 62. 1. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	210時間	接 岸
226	クイーン・フィッシュ	S 62. 2. 2	S 62. 2. 4	休養、補給、維持	4250	89	130	46時間	接 岸
227	ウィリアム・H・ベイツ	S 62. 3. 9	S 62. 3. 12	休養、補給、維持	4460	92	130	70時間	接 岸
228	ヒューストン	S 62. 3. 10	S 62. 3. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	52時間	接 岸

229	オリンピア	S 62. 3. 25	S 62. 3. 28	休養、補給、維持	6000	110	130	70時間	接 岸
230	ロス・アンジェルス	S 62. 4. 6	S 62. 4. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	190時間	接 岸
231	オリンピア	S 62. 5. 9	S 62. 5. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	142時間	接 岸
232	ボーツマス	S 62. 5. 9	S 62. 5. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	335時間	接 岸
233	リチャード・B・ラッセル	S 62. 5. 24	S 62. 5. 24	補給、維持	4250	89	130	1時間30分	沖合停泊
234	バッファロー	S 62. 5. 28	S 62. 6. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	142時間	接 岸
235	パーミット	S 62. 6. 22	S 62. 7. 3	休養、補給、維持	3750	85	130	259時間	接 岸
236	ホークビル	S 62. 7. 3	S 62. 7. 7	休養、補給、維持	4250	89	130	91時間	接 岸
237	ボーツマス	S 62. 7. 11	S 62. 7. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	22時間	接 岸
238	バッファロー	S 62. 7. 16	S 62. 8. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	454時間	接 岸
239	ボーツマス	S 62. 8. 23	S 62. 8. 23	補給、維持	6000	110	130	1時間	接 岸
240	ホノルル	S 62. 8. 29	S 62. 8. 29	補給、維持	6000	110	130	1時間	沖合停泊
241	ホノルル	S 62. 9. 1	S 62. 9. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	170時間	接 岸
242	フラッシャー	S 62. 9. 29	S 62. 10. 7	休養、補給、維持	3800	89	130	185時間	接 岸
243	ホノルル	S 62. 10. 13	S 62. 10. 21	休養、補給、維持	6000	110	130	190時間	接 岸
244	ギタロ	S 62. 10. 16	S 62. 10. 17	休養、補給、維持	4250	89	130	20時間	接 岸
245	ウィリアム・H・ベイツ	S 62. 10. 28	S 62. 11. 5	休養、補給、維持	4460	92	130	194時間	接 岸
246	ボギー	S 62. 11. 19	S 62. 11. 24	休養、補給、維持	4250	89	130	118時間	接 岸
247	ギタロ	S 62. 11. 28	S 62. 12. 3	休養、補給、維持	4250	89	130	142時間	接 岸
248	ホークビル	S 62. 12. 23	S 62. 1. 4	休養、補給、維持	4250	89	130	310時間	接 岸
249	ウィリアム・H・ベイツ	S 62. 12. 31	S 62. 1. 3	休養、補給、維持	4460	92	130	70時間	接 岸
250	ソルト・レイク・シティ	S 63. 1. 29	S 63. 1. 29	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
251	ソルト・レイク・シティ	S 63. 2. 2	S 63. 2. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	360時間	接 岸
252	ブランジャー	S 63. 2. 27	S 63. 3. 14	休養、補給、維持	3750	85	130	382時間	接 岸
253	ボギー	S 63. 4. 10	S 63. 4. 18	休養、補給、維持	4250	89	130	190時間	接 岸
254	ガーナード	S 63. 4. 14	S 63. 4. 24	休養、補給、維持	4250	89	130	238時間	接 岸
255	オマハ	S 63. 4. 29	S 63. 5. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	117時間	接 岸
256	ソルト・レイク・シティ	S 63. 5. 2	S 63. 5. 7	休養、補給、維持	6000	110	130	118時間	接 岸
257	オマハ	S 63. 5. 6	S 63. 5. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	92時間	接 岸
258	ホークビル	S 63. 5. 16	S 63. 5. 20	休養、補給、維持	4250	89	130	94時間	接 岸
259	ハドック	S 63. 5. 18	S 63. 5. 27	休養、補給、維持	3750	85	130	214時間	接 岸
260	ブランジャー	S 63. 6. 4	S 63. 6. 6	休養、補給、維持	3750	85	130	46時間	接 岸
261	オマハ	S 63. 6. 23	S 63. 6. 28	休養、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
262	オリンピア	S 63. 6. 25	S 63. 6. 27	休養、補給、維持	6000	110	130	42時間	接 岸
263	ソルト・レイク・シティ	S 63. 7. 2	S 63. 7. 5	休養、補給、維持	6000	110	130	75時間	接 岸
264	ヒューストン	S 63. 7. 31	S 63. 8. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	186時間	接 岸
265	ヒューストン	S 63. 8. 12	S 63. 8. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	22時間	接 岸
266	オリンピア	S 63. 8. 13	S 63. 9. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	502時間	接 岸
267	オリンピア	S 63. 9. 21	S 63. 9. 25	休養、補給、維持	6000	110	130	94時間	接 岸

官 報 (号 外)

平成十二年五月十日 参議院会議録第二十二号 質問主意書及び答弁書

268	ヒューストン	S 63. 9. 30	S 63. 10. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	70時間	接 岸
269	ウィリアム・H・ベイツ	S 63. 10. 21	S 63. 10. 24	休養、補給、維持	4460	92	130	91時間	接 岸
270	バッファロー	S 63. 10. 22	S 63. 10. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	211時間	接 岸
271	バッファロー	S 63. 11. 4	S 63. 11. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	140時間	接 岸
272	ガード・フィッシュ	S 63. 11. 9	S 63. 11. 21	休養、補給、維持	3750	85	130	285時間	接 岸
273	バッファロー	S 63. 11. 12	S 63. 11. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	3 時間	接 岸
274	ガード・フィッシュ	S 63. 12. 9	S 63. 12. 9	補給、維持	3750	85	130	30分	沖合停泊
275	ルイヴィル	S 63. 12. 13	S 63. 12. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	142時間	接 岸
276	ヒューストン	S 63. 12. 23	S 63. 12. 30	休養、補給、維持	6000	110	130	166時間	接 岸
277	バッファロー	S 63. 12. 31	S 64. 1. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	92時間	接 岸
278	ホノルル	H 1. 1. 28	H 1. 2. 9	休養、補給、維持	6000	110	130	284時間	接 岸
279	ロス・アンジェルス	H 1. 2. 3	H 1. 2. 9	休養、補給、維持	6000	110	130	142時間	接 岸
280	ハドー	H 1. 2. 23	H 1. 3. 3	休養、補給、維持	4250	89	130	193時間	接 岸
281	ガード・フィッシュ	H 1. 3. 3	H 1. 3. 11	休養、補給、維持	3750	85	130	190時間	接 岸
282	ホノルル	H 1. 4. 10	H 1. 4. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	4 時間	接 岸
283	シカゴ	H 1. 4. 19	H 1. 4. 29	休養、補給、維持	6000	110	130	238時間	接 岸
284	ルイヴィル	H 1. 5. 8	H 1. 5. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	70時間	接 岸
285	ヘレナ	H 1. 5. 9	H 1. 5. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	94時間	接 岸
286	ハドー	H 1. 5. 17	H 1. 5. 29	休養、補給、維持	4250	89	130	286時間	接 岸
287	ホークビル	H 1. 5. 29	H 1. 5. 31	休養、補給、維持	4250	89	130	44時間	接 岸
288	ニュー・ヨーク・シティ	H 1. 6. 10	H 1. 6. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	210時間	接 岸
289	ドラム	H 1. 6. 30	H 1. 7. 5	休養、補給、維持	4250	89	130	118時間	接 岸
290	ボーツマス	H 1. 7. 17	H 1. 7. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸
291	パーミット	H 1. 7. 18	H 1. 7. 27	休養、補給、維持	3750	85	130	212時間	接 岸
292	ニュー・ヨーク・シティ	H 1. 8. 4	H 1. 8. 5	休養、補給、維持	6000	110	130	26時間	接 岸
293	サム・ヒューストン	H 1. 8. 7	H 1. 8. 14	休養、補給、維持	6955	125	130	166時間	接 岸
294	クイーン・フィッシュ	H 1. 8. 13	H 1. 8. 15	休養、補給、維持	4250	89	130	49時間30分	接 岸
295	ギタロ	H 1. 9. 4	H 1. 9. 9	休養、補給、維持	4250	89	130	118時間	接 岸
296	シカゴ	H 1. 9. 7	H 1. 9. 9	休養、補給、維持	6000	110	130	52時間	接 岸
297	ボーツマス	H 1. 9. 15	H 1. 9. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	26時間	接 岸
298	ボーツマス	H 1. 9. 18	H 1. 9. 25	休養、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸
299	パーミット	H 1. 9. 21	H 1. 10. 2	休養、補給、維持	3750	85	130	262時間	接 岸
300	クイーン・フィッシュ	H 1. 9. 29	H 1. 9. 30	休養、補給、維持	4250	89	130	21時間	接 岸
301	ロング・ビーチ	H 1. 9. 30	H 1. 9. 30	休養、補給、維持	14200	220	1045	9 時間	接 岸
302	ヘレナ	H 1. 10. 3	H 1. 10. 6	休養、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
303	ヘレナ	H 1. 10. 29	H 1. 11. 6	休養、補給、維持	6000	110	130	186時間	接 岸
304	フラッシャー	H 1. 11. 18	H 1. 12. 1	休養、補給、維持	3800	89	130	312時間	接 岸
305	ハドック	H 1. 11. 27	H 1. 12. 11	休養、補給、維持	3750	85	130	334時間	接 岸
306	パファー	H 1. 12. 27	H 2. 1. 6	休養、補給、維持	4250	89	130	234時間	接 岸

307	フラッシャー	H 2. 1. 19	H 2. 1. 22	休養、補給、維持	3800	89	130	66時間	接 岸
308	オマハ	H 2. 2. 14	H 2. 2. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	142時間	接 岸
309	バフアー	H 2. 3. 20	H 2. 4. 1	休養、補給、維持	4250	89	130	286時間	接 岸
310	フラッシャー	H 2. 4. 3	H 2. 4. 3	運用上の理由	3800	89	130	30分	沖合停泊
311	トートグ	H 2. 4. 11	H 2. 4. 23	休養、補給、維持	4250	89	130	284時間	接 岸
312	ハドック	H 2. 4. 16	H 2. 4. 26	休養、補給、維持	3750	85	130	238時間	接 岸
313	ガード・フィッシュ	H 2. 5. 2	H 2. 5. 14	休養、補給、維持	3750	85	130	286時間	接 岸
314	ソルト・レイク・シティ	H 2. 5. 26	H 2. 5. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	6時間	接 岸
315	オマハ	H 2. 5. 28	H 2. 5. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	70時間	接 岸
316	バッファロー	H 2. 5. 28	H 2. 6. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	116時間	接 岸
317	ソルト・レイク・シティ	H 2. 7. 10	H 2. 7. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
318	ソルト・レイク・シティ	H 2. 7. 26	H 2. 7. 26	運用上の理由	6000	110	130	30分	沖合停泊
319	バーミンガム	H 2. 8. 3	H 2. 8. 17	休養、補給、維持	3750	85	130	334時間	接 岸
320	バーミンガム	H 2. 8. 23	H 2. 8. 23	運用上の理由	3750	85	130	30分	沖合停泊
321	アスプロ	H 2. 8. 23	H 2. 8. 23	運用上の理由	4250	89	130	30分	沖合停泊
322	バーミンガム	H 2. 8. 24	H 2. 8. 30	休養、補給、維持	3750	85	130	147時間	接 岸
323	アスプロ	H 2. 8. 24	H 2. 9. 4	休養、補給、維持	4250	89	130	262時間30分	接 岸
324	バッファロー	H 2. 9. 5	H 2. 9. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	332時間	接 岸
325	アスプロ	H 2. 9. 7	H 2. 9. 10	休養、補給、維持	4250	89	130	66時間	接 岸
326	アスプロ	H 2. 9. 10	H 2. 9. 13	運用上の理由	4250	89	130	64時間30分	接 岸
327	ガード・フィッシュ	H 2. 9. 21	H 2. 9. 29	休養、補給、維持	3750	85	130	191時間	接 岸
328	ドラム	H 2. 9. 22	H 2. 9. 28	休養、補給、維持	4250	89	130	139時間30分	接 岸
329	オリンピア	H 2. 10. 9	H 2. 10. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	145時間	接 岸
330	ドラム	H 2. 10. 9	H 2. 10. 15	休養、補給、維持	4250	89	130	145時間	接 岸
331	アスプロ	H 2. 10. 22	H 2. 10. 29	休養、補給、維持	4250	89	130	165時間	接 岸
332	シカゴ	H 2. 10. 26	H 2. 10. 26	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
333	オリンピア	H 2. 10. 26	H 2. 10. 26	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
334	シカゴ	H 2. 11. 13	H 2. 11. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	144時間	接 岸
335	オリンピア	H 2. 11. 13	H 2. 11. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	1時間30分	接 岸
336	オリンピア	H 2. 11. 14	H 2. 11. 14	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
337	バーミンガム	H 2. 12. 6	H 2. 12. 6	補給、維持	3750	85	130	30分	沖合停泊
338	バーミンガム	H 2. 12. 7	H 2. 12. 7	補給、維持	3750	85	130	30分	沖合停泊
339	ドラム	H 2. 12. 21	H 2. 12. 31	休養、補給、維持	4250	89	130	240時間	接 岸
340	シカゴ	H 3. 1. 4	H 3. 1. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	4時間	接 岸
341	オリンピア	H 3. 1. 22	H 3. 1. 24	休養、補給、維持	6000	110	130	49時間	接 岸
342	ガーナード	H 3. 2. 12	H 3. 2. 28	休養、補給、維持	4250	89	130	384時間	接 岸
343	ロス・アンジェルス	H 3. 2. 26	H 3. 2. 26	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
344	オリンピア	H 3. 3. 4	H 3. 3. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	236時間	接 岸
345	ロス・アンジェルス	H 3. 3. 4	H 3. 3. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	264時間	接 岸

官 報 (号 外)

346	ニュー・ヨーク・シティ	H 3. 3. 5	H 3. 3. 8	休業、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
347	ニュー・ヨーク・シティ	H 3. 3. 10	H 3. 3. 13	休業、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
348	キャヴァラ	H 3. 3. 22	H 3. 4. 1	休業、補給、維持	4460	92	130	240時間	接 岸
349	ニュー・ヨーク・シティ	H 3. 4. 25	H 3. 5. 10	休業、補給、維持	6000	110	130	360時間	接 岸
350	ロス・アンジェルス	H 3. 4. 30	H 3. 5. 2	休業、補給、維持	6000	110	130	46時間	接 岸
351	ロス・アンジェルス	H 3. 5. 3	H 3. 5. 6	休業、補給、維持	6000	110	130	66時間	接 岸
352	ラ・ホヤ	H 3. 6. 27	H 3. 7. 5	休業、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
353	ラ・ホヤ	H 3. 7. 6	H 3. 7. 8	休業、補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸
354	ホノルル	H 3. 7. 12	H 3. 7. 22	休業、補給、維持	6000	110	130	240時間	接 岸
355	ロス・アンジェルス	H 3. 7. 23	H 3. 7. 27	休業、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
356	バサデナ	H 3. 7. 23	H 3. 8. 2	休業、補給、維持	6000	110	130	240時間	接 岸
357	バサデナ	H 3. 8. 3	H 3. 8. 3	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
358	ハドック	H 3. 8. 6	H 3. 8. 8	休業、補給、維持	3750	85	130	40時間	接 岸
359	ハドック	H 3. 8. 9	H 3. 8. 11	休業、補給、維持	3750	85	130	42時間	接 岸
360	ハドック	H 3. 8. 22	H 3. 9. 17	休業、補給、維持	3750	85	130	624時間	接 岸
361	バサデナ	H 3. 8. 30	H 3. 9. 4	休業、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
362	ラ・ホヤ	H 3. 9. 10	H 3. 9. 20	休業、補給、維持	6000	110	130	234時間	接 岸
363	ホノルル	H 3. 9. 22	H 3. 9. 24	休業、補給、維持	6000	110	130	43時間	接 岸
364	ホノルル	H 3. 9. 25	H 3. 9. 25	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
365	タニー	H 3. 10. 17	H 3. 10. 23	休業、補給、維持	4460	92	130	144時間	接 岸
366	ニュー・ヨーク・シティ	H 3. 10. 26	H 3. 10. 26	病人の移送	6000	110	130	1 時間	接 岸
367	パファー	H 3. 11. 7	H 3. 11. 19	休業、補給、維持	4250	89	130	293時間	接 岸
368	タニー	H 3. 11. 8	H 3. 11. 13	休業、補給、維持	4460	92	130	125時間30分	接 岸
369	パファー	H 3. 11. 21	H 3. 11. 21	乗員の移送	4250	89	130	30分	沖合停泊
370	サン・フランシスコ	H 3. 11. 29	H 3. 11. 29	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
371	サン・フランシスコ	H 3. 11. 30	H 3. 12. 9	休業、補給、維持	6000	110	130	214時間	接 岸
372	サン・フランシスコ	H 3. 12. 21	H 4. 1. 6	休業、補給、維持	6000	110	130	380時間	接 岸
373	タニー	H 3. 12. 23	H 4. 1. 2	休業、補給、維持	4460	92	130	240時間	接 岸
374	ボギー	H 3. 12. 30	H 3. 12. 30	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
375	サン・フランシスコ	H 4. 1. 7	H 4. 1. 7	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
376	ヘレナ	H 4. 3. 2	H 4. 3. 17	休業、補給、維持	6000	110	130	360時間	接 岸
377	サン・フランシスコ	H 4. 3. 24	H 4. 3. 27	休業、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸
378	サン・フランシスコ	H 4. 3. 27	H 4. 3. 27	病人の移送	6000	110	130	4 時間	接 岸
379	ドラム	H 4. 3. 30	H 4. 4. 13	休業、補給、維持	4250	89	130	336時間	接 岸
380	インディアナポリス	H 4. 4. 16	H 4. 4. 22	休業、補給、維持	6000	110	130	140時間	接 岸
381	ヘレナ	H 4. 5. 11	H 4. 5. 18	休業、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸
382	シカゴ	H 4. 5. 29	H 4. 6. 2	休業、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
383	インディアナポリス	H 4. 6. 15	H 4. 6. 15	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
384	インディアナポリス	H 4. 6. 16	H 4. 7. 1	休業、補給、維持	6000	110	130	360時間	接 岸

385	ウィリアム・H・ベイツ	H 4. 7. 13	H 4. 7. 22	休養、補給、維持	4460	92	130	216時間	接 岸
386	ウィリアム・H・ベイツ	H 4. 8. 11	H 4. 8. 24	休養、補給、維持	4460	92	130	306時間	接 岸
387	トピーカ	H 4. 8. 18	H 4. 8. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
388	シカゴ	H 4. 9. 1	H 4. 9. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	312時間	接 岸
389	トートグ	H 4. 10. 13	H 4. 10. 22	休養、補給、維持	4250	89	130	216時間	接 岸
390	ウィリアム・H・ベイツ	H 4. 10. 23	H 4. 10. 25	休養、補給、維持	4460	92	130	48時間	接 岸
391	アスプロ	H 4. 10. 31	H 4. 11. 4	休養、補給、維持	4250	89	130	96時間	接 岸
392	オマハ	H 4. 11. 3	H 4. 11. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	336時間	接 岸
393	アスプロ	H 4. 11. 18	H 4. 11. 25	休養、補給、維持	4250	89	130	164時間	接 岸
394	アスプロ	H 4. 11. 26	H 4. 11. 26	病人の移送	4250	89	130	2時間	沖合停泊
395	ヒューストン	H 4. 12. 22	H 5. 1. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	312時間	接 岸
396	ガーナード	H 5. 1. 21	H 5. 1. 31	休養、補給、維持	4250	89	130	240時間	接 岸
397	ヒューストン	H 5. 2. 6	H 5. 2. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	239時間	接 岸
398	アスプロ	H 5. 2. 9	H 5. 2. 19	休養、補給、維持	4250	89	130	236時間	接 岸
399	タニー	H 5. 3. 19	H 5. 4. 9	休養、補給、維持	4460	92	130	504時間	接 岸
400	アスプロ	H 5. 3. 29	H 5. 4. 3	休養、補給、維持	4250	89	130	116時間	接 岸
401	ガーナード	H 5. 4. 5	H 5. 4. 27	休養、補給、維持	4250	89	130	548時間	接 岸
402	ホークビル	H 5. 6. 11	H 5. 6. 21	休養、補給、維持	4250	89	130	236時間	接 岸
403	ポーツマス	H 5. 7. 24	H 5. 8. 6	休養、補給、維持	6000	110	130	312時間	接 岸
404	インディアナポリス	H 5. 8. 11	H 5. 8. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	284時間	接 岸
405	インディアナポリス	H 5. 8. 24	H 5. 8. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	46時間	接 岸
406	ブレマートン	H 5. 10. 14	H 5. 10. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	212時間	接 岸
407	ヘレナ	H 5. 11. 9	H 5. 11. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	188時間	接 岸
408	ポーツマス	H 5. 11. 9	H 5. 11. 9	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
409	ニュー・ヨーク・シティ	H 5. 11. 22	H 5. 11. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	20時間	接 岸
410	ニュー・ヨーク・シティ	H 5. 11. 24	H 5. 11. 27	休養、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸
411	タニー	H 6. 1. 13	H 6. 1. 29	休養、補給、維持	4460	92	130	384時間	接 岸
412	ニュー・ヨーク・シティ	H 6. 1. 17	H 6. 1. 29	休養、補給、維持	6000	110	130	286時間	接 岸
413	シカゴ	H 6. 2. 8	H 6. 2. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	236時間	接 岸
414	カール・ヴィンソン	H 6. 3. 11	H 6. 3. 14	休養、補給、維持	81600	332	5600	71時間30分	接 岸
415	アーカンソー	H 6. 3. 11	H 6. 3. 14	休養、補給、維持	8600	178	560	73時間	接 岸
416	アッシュヴィル	H 6. 3. 11	H 6. 3. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	69時間30分	接 岸
417	バッファロー	H 6. 3. 18	H 6. 4. 7	休養、補給、維持	6000	110	130	476時間	接 岸
418	バーミンガム	H 6. 3. 24	H 6. 3. 28	休養、補給、維持	3750	85	130	92時間	接 岸
419	バッファロー	H 6. 4. 12	H 6. 4. 12	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
420	アスプロ	H 6. 5. 10	H 6. 5. 19	休養、補給、維持	4250	89	130	220時間	接 岸
421	バッファロー	H 6. 5. 23	H 6. 5. 30	休養、補給、維持	6000	110	130	164時間	接 岸
422	アスプロ	H 6. 7. 1	H 6. 7. 6	休養、補給、維持	4250	89	130	116時間	接 岸
423	ヒューストン	H 6. 7. 8	H 6. 7. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸

424	カリフォルニア	H 6. 7. 15	H 6. 7. 20	休養、補給、維持	9561	182	603	117時間	接 岸
425	ソルト・レイク・シティ	H 6. 7. 15	H 6. 7. 15	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
426	ジェファーソン・シティ	H 6. 7. 15	H 6. 7. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	93時間	接 岸
427	ソルト・レイク・シティ	H 6. 7. 19	H 6. 7. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	69時間	接 岸
428	カリフォルニア	H 6. 8. 4	H 6. 8. 10	休養、補給、維持	9561	182	603	143時間	接 岸
429	バッファロー	H 6. 8. 8	H 6. 8. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸
430	カリフォルニア	H 6. 9. 1	H 6. 9. 12	休養、補給、維持	9561	182	603	264時間	接 岸
431	バファー	H 6. 9. 5	H 6. 9. 9	休養、補給、維持	4250	89	130	92時間	接 岸
432	バファー	H 6. 9. 9	H 6. 9. 12	休養、補給、維持	4250	89	130	74時間	接 岸
433	ジェファーソン・シティ	H 6. 9. 13	H 6. 9. 30	休養、補給、維持	6000	110	130	408時間	接 岸
434	ヒューストン	H 6. 9. 13	H 6. 9. 13	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
435	サン・フランシスコ	H 6. 9. 16	H 6. 10. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	404時間	接 岸
436	ソルト・レイク・シティ	H 6. 9. 20	H 6. 10. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	311時間	接 岸
437	ヒューストン	H 6. 9. 22	H 6. 9. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
438	ヒューストン	H 6. 11. 9	H 6. 11. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸
439	カリフォルニア	H 6. 11. 12	H 6. 11. 14	休養、補給、維持	9561	182	603	42時間	接 岸
440	ソルト・レイク・シティ	H 6. 11. 14	H 6. 11. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	20時間	接 岸
441	トピーカ	H 6. 11. 29	H 6. 12. 9	休養、補給、維持	6000	110	130	240時間	接 岸
442	ボギー	H 7. 1. 21	H 7. 2. 7	休養、補給、維持	4250	89	130	406時間	接 岸
443	ウィリアム・H・ベイツ	H 7. 1. 25	H 7. 1. 26	休養、補給、維持	4460	92	130	20時間	接 岸
444	ウィリアム・H・ベイツ	H 7. 1. 27	H 7. 2. 6	休養、補給、維持	4460	92	130	236時間	接 岸
445	トートグ	H 7. 3. 10	H 7. 3. 11	休養、補給、維持	4250	89	130	24時間	接 岸
446	トートグ	H 7. 3. 16	H 7. 3. 27	休養、補給、維持	4250	89	130	260時間	接 岸
447	オリンピア	H 7. 3. 20	H 7. 4. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	287時間	接 岸
448	オリンピア	H 7. 4. 3	H 7. 4. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	26時間	接 岸
449	バサデナ	H 7. 4. 19	H 7. 4. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	20時間	接 岸
450	オリンピア	H 7. 4. 29	H 7. 5. 6	休養、補給、維持	6000	110	130	164時間	接 岸
451	タニー	H 7. 5. 11	H 7. 5. 13	休養、補給、維持	4460	92	130	44時間	接 岸
452	トートグ	H 7. 5. 20	H 7. 6. 10	休養、補給、維持	4250	89	130	500時間	接 岸
453	オリンピア	H 7. 5. 21	H 7. 5. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	20時間	接 岸
454	オリンピア	H 7. 5. 23	H 7. 5. 23	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
455	ニュー・ヨーク・シティ	H 7. 6. 7	H 7. 6. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	213時間	接 岸
456	タニー	H 7. 6. 22	H 7. 7. 8	休養、補給、維持	4460	92	130	380時間	接 岸
457	ヘレナ	H 7. 7. 27	H 7. 7. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	92時間	接 岸
458	ニュー・ヨーク・シティ	H 7. 8. 5	H 7. 8. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	260時間	接 岸
459	シカゴ	H 7. 8. 14	H 7. 8. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
460	ホノルル	H 7. 8. 21	H 7. 8. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	236時間	接 岸
461	インディアナポリス	H 7. 9. 19	H 7. 9. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	92時間	接 岸
462	インディアナポリス	H 7. 9. 25	H 7. 9. 25	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊

463	ホノルル	H 7. 10. 10	H 7. 10. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	21時間	接 岸
464	ホノルル	H 7. 10. 12	H 7. 10. 28	休養、補給、維持	6000	110	130	385時間	接 岸
465	シカゴ	H 7. 11. 1	H 7. 11. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	73時間	接 岸
466	ブレマートン	H 7. 11. 18	H 7. 11. 21	休養、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸
467	シカゴ	H 7. 11. 20	H 7. 12. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	283時間	接 岸
468	バッファロー	H 7. 11. 29	H 7. 12. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	47時間	接 岸
469	ブレマートン	H 7. 12. 2	H 7. 12. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸
470	バッファロー	H 7. 12. 2	H 7. 12. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	266時間	接 岸
471	コロンブス	H 7. 12. 9	H 7. 12. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	166時間	接 岸
472	バーミンガム	H 7. 12. 18	H 7. 1. 5	休養、補給、維持	3750	85	130	428時間	接 岸
473	コロンブス	H 8. 2. 5	H 8. 2. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	286時間	接 岸
474	ピントド	H 8. 2. 10	H 8. 2. 17	休養、補給、維持	4250	89	130	166時間	接 岸
475	コロンブス	H 8. 3. 19	H 8. 3. 29	休養、補給、維持	6000	110	130	236時間	接 岸
476	コロンブス	H 8. 3. 31	H 8. 3. 31	運用上の理由	6000	110	130	30分	沖合停泊
477	アッシュヴィル	H 8. 4. 2	H 8. 4. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	428時間	接 岸
478	コロンブス	H 8. 4. 8	H 8. 4. 9	運用上の理由	6000	110	130	25時間30分	接 岸
479	アーカンソー	H 8. 5. 30	H 8. 6. 2	休養、補給、維持	8600	178	560	73時間	接 岸
480	カール・ヴィンソン	H 8. 5. 30	H 8. 6. 2	休養、補給、維持	81600	332	5600	73時間	接 岸
481	カリフォルニア	H 8. 5. 30	H 8. 6. 2	休養、補給、維持	9561	182	603	73時間	接 岸
482	ジェファーソン・シティ	H 8. 5. 30	H 8. 6. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	70時間	接 岸
483	キャヴァラ	H 8. 6. 4	H 8. 6. 12	休養、補給、維持	4460	92	130	192時間	接 岸
484	ホークビル	H 8. 6. 21	H 8. 6. 22	休養、補給、維持	4250	89	130	23時間	接 岸
485	ホークビル	H 8. 6. 23	H 8. 6. 25	運用上の理由	4250	89	130	50時間	沖合停泊
486	サン・フランシスコ	H 8. 6. 29	H 8. 7. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	308時間	接 岸
487	キャヴァラ	H 8. 7. 18	H 8. 7. 21	休養、補給、維持	4460	92	130	78時間	接 岸
488	サン・フランシスコ	H 8. 7. 19	H 8. 7. 24	休養、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
489	キャヴァラ	H 8. 7. 22	H 8. 7. 27	休養、補給、維持	4460	92	130	120時間	接 岸
490	ホークビル	H 8. 8. 10	H 8. 8. 30	休養、補給、維持	4250	89	130	474時間	接 岸
491	キャヴァラ	H 8. 8. 30	H 8. 9. 14	休養、補給、維持	4460	92	130	356時間	接 岸
492	スベード・フィッシュ	H 8. 9. 18	H 8. 9. 26	休養、補給、維持	4250	89	130	188時間	接 岸
493	ラ・ホヤ	H 8. 9. 21	H 8. 9. 24	休養、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸
494	ヒューストン	H 8. 10. 3	H 8. 10. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	235時間	接 岸
495	ソルト・レイク・シティ	H 8. 10. 30	H 8. 11. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	282時間	接 岸
496	カメハメハ	H 8. 11. 11	H 8. 11. 17	休養、補給、維持	7250	130	130	140時間	接 岸
497	トピーカ	H 8. 11. 13	H 8. 11. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	115時間	接 岸
498	トピーカ	H 8. 11. 19	H 8. 12. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	308時間	接 岸
499	タニー	H 8. 12. 9	H 8. 12. 27	休養、補給、維持	4460	92	130	428時間	接 岸
500	ヒューストン	H 8. 12. 13	H 8. 12. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	23時間	接 岸
501	ヒューストン	H 8. 12. 18	H 8. 12. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	22時間	接 岸

502	ロス・アンジェルス	H 9. 2. 3	H 9. 2. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	214時間30分	接 岸
503	ロス・アンジェルス	H 9. 2. 18	H 9. 2. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	195時間	接 岸
504	ロス・アンジェルス	H 9. 3. 3	H 9. 3. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
505	サンタ・フェ	H 9. 3. 15	H 9. 3. 15	補給、維持	6000	110	130	2 時間	沖合停泊
506	サンタ・フェ	H 9. 3. 16	H 9. 3. 16	補給、維持	6000	110	130	2 時間	沖合停泊
507	サンタ・フェ	H 9. 3. 16	H 9. 3. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	352時間30分	接 岸
508	トピーカ	H 9. 4. 5	H 9. 4. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	240時間	接 岸
509	ロス・アンジェルス	H 9. 4. 18	H 9. 4. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	46時間	接 岸
510	ロス・アンジェルス	H 9. 4. 20	H 9. 4. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	136時間	接 岸
511	ヘレナ	H 9. 4. 28	H 9. 5. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
512	バッファロー	H 9. 5. 29	H 9. 5. 29	補給、維持	6000	110	130	1 時間	沖合停泊
513	バッファロー	H 9. 6. 7	H 9. 6. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	90時間	接 岸
514	バッファロー	H 9. 7. 4	H 9. 7. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸
515	インディアナポリス	H 9. 7. 11	H 9. 7. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	186時間	接 岸
516	ロス・アンジェルス	H 9. 7. 16	H 9. 7. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	98時間30分	接 岸
517	ポーツマス	H 9. 8. 4	H 9. 8. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	236時間	接 岸
518	キー・ウエスト	H 9. 8. 13	H 9. 8. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	242時間	接 岸
519	ポーツマス	H 9. 8. 26	H 9. 8. 28	休養、補給、維持	6000	110	130	54時間	接 岸
520	キー・ウエスト	H 9. 9. 6	H 9. 9. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	150時間	接 岸
521	インディアナポリス	H 9. 9. 16	H 9. 9. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	52時間	接 岸
522	ニミッツ	H 9. 9. 21	H 9. 9. 23	休養、補給、維持	73000	333	5980	48時間	接 岸
523	ブレマートン	H 9. 9. 22	H 9. 10. 5	休養、補給、維持	6000	110	130	310時間30分	接 岸
524	ブレマートン	H 9. 10. 5	H 9. 10. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	114時間	接 岸
525	バッファロー	H 9. 10. 9	H 9. 10. 21	休養、補給、維持	6000	110	130	287時間	接 岸
526	シャルロット	H 9. 11. 1	H 9. 11. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	42時間	接 岸
527	ラ・ホヤ	H 9. 11. 1	H 9. 11. 1	運用上の理由	6000	110	130	30分	沖合停泊
528	カメハメハ	H 9. 11. 10	H 9. 11. 14	休養、補給、維持	7250	130	130	96時間	接 岸
529	ポーツマス	H 9. 11. 12	H 9. 11. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	116時間	接 岸
530	ウィリアム・H・ベイツ	H 9. 11. 14	H 9. 12. 2	休養、補給、維持	4460	92	130	428時間	接 岸
531	ウィリアム・H・ベイツ	H 9. 12. 4	H 9. 12. 4	病人の移送	4460	92	130	10分	沖合停泊
532	ラ・ホヤ	H 9. 12. 9	H 9. 12. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
533	ラ・ホヤ	H 9. 12. 16	H 9. 12. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	238時間	接 岸
534	シャルロット	H 9. 12. 19	H 10. 1. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	335時間30分	接 岸
535	シャルロット	H 10. 1. 15	H 10. 1. 21	休養、補給、維持	6000	110	130	144時間	接 岸
536	シカゴ	H 10. 2. 23	H 10. 3. 5	休養、補給、維持	6000	110	130	236時間	接 岸
537	アッシュヴィル	H 10. 3. 2	H 10. 3. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	262時間	接 岸
538	ボギー	H 10. 3. 10	H 10. 3. 12	病人の移送	4250	89	130	48時間	沖合停泊
539	ボギー	H 10. 3. 15	H 10. 3. 15	乗員の移送	4250	89	130	1 時間	沖合停泊
540	サン・フランシスコ	H 10. 4. 16	H 10. 4. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	42時間	接 岸

541	ボギー	H10. 5. 12	H10. 5. 25	休養、補給、維持	4250	89	130	312時間	接 岸
542	ヒューストン	H10. 5. 13	H10. 5. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	6時間	接 岸
543	トピーカ	H10. 6. 1	H10. 6. 1	乗員の移送	6000	110	130	1時間	沖合停泊
544	サン・フランシスコ	H10. 6. 23	H10. 7. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
545	ツーソン	H10. 6. 26	H10. 6. 27	休養、補給、維持	6000	110	130	15時間	接 岸
546	ツーソン	H10. 6. 27	H10. 7. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	89時間	接 岸
547	ジェファーソン・シティ	H10. 7. 1	H10. 7. 5	休養、補給、維持	6000	110	130	101時間	接 岸
548	トピーカ	H10. 7. 10	H10. 7. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	164時間	接 岸
549	バット・フィッシュ	H10. 7. 10	H10. 7. 23	休養、補給、維持	4460	92	130	312時間	接 岸
550	グリーンヴィル	H10. 7. 31	H10. 8. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	19時間	接 岸
551	アッシュヴィル	H10. 8. 7	H10. 8. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	23時間	接 岸
552	アッシュヴィル	H10. 8. 8	H10. 8. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	42時間	接 岸
553	バット・フィッシュ	H10. 8. 24	H10. 9. 1	休養、補給、維持	4460	92	130	192時間	接 岸
554	ヒューストン	H10. 8. 25	H10. 8. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	144時間	接 岸
555	ソルト・レイク・シティ	H10. 9. 18	H10. 9. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	20時間	接 岸
556	ルイヴィル	H10. 10. 13	H10. 10. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸
557	ヒューストン	H10. 10. 14	H10. 10. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	68時間	接 岸
558	コロンブス	H10. 10. 17	H10. 10. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	5時間	接 岸
559	ルイヴィル	H10. 10. 20	H10. 10. 24	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
560	グリーンヴィル	H10. 10. 22	H10. 11. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	336時間	接 岸
561	ルイヴィル	H10. 10. 26	H10. 11. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	164時間	接 岸
562	ルイヴィル	H10. 11. 5	H10. 11. 5	運用上の理由	6000	110	130	1時間	沖合停泊
563	カメハメハ	H10. 11. 8	H10. 11. 12	休養、補給、維持	7250	130	130	96時間	接 岸
564	キー・ウエスト	H10. 11. 13	H10. 11. 14	運用上の理由	6000	110	130	30時間	接 岸
565	グリーンヴィル	H10. 11. 14	H10. 11. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	117時間	接 岸
566	コロンブス	H10. 11. 20	H10. 11. 28	休養、補給、維持	6000	110	130	188時間	接 岸
567	コロンビア	H10. 12. 5	H10. 12. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	76時間	接 岸
568	ルイヴィル	H10. 12. 12	H10. 12. 24	休養、補給、維持	6000	110	130	288時間	接 岸
569	ホノルル	H11. 1. 13	H11. 1. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	216時間	接 岸
570	ルイヴィル	H11. 2. 15	H11. 2. 15	運用上の理由	6000	110	130	1時間	接 岸
571	ウィリアム・H・ベイツ	H11. 3. 15	H11. 3. 19	休養、補給、維持	4460	92	130	98時間	接 岸
572	ウィリアム・H・ベイツ	H11. 5. 7	H11. 5. 17	休養、補給、維持	4460	92	130	240時間	接 岸
573	バッファロー	H11. 5. 11	H11. 5. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	32時間	接 岸
574	バッファロー	H11. 5. 13	H11. 5. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	145時間	接 岸
575	ホノルル	H11. 6. 7	H11. 6. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	95時間	接 岸
576	ホノルル	H11. 6. 11	H11. 6. 21	休養、補給、維持	6000	110	130	231時間	接 岸
577	バッファロー	H11. 6. 23	H11. 7. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	392時間	接 岸
578	カメハメハ	H11. 7. 8	H11. 7. 19	休養、補給、維持	7250	130	130	260時間	接 岸
579	オリンピア	H11. 7. 8	H11. 7. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸

580	パッファロー	H11. 7. 13	H11. 7. 13	運用上の理由	6000	110	130	10分	沖合停泊
581	オリンピア	H11. 8. 16	H11. 8. 26	休養、補給、維持	6000	110	130	234時間	接 岸
582	ロス・アンジェルス	H11. 9. 8	H11. 9. 8	運用上の理由	6000	110	130	1時間	接 岸
583	ボーツマス	H11. 9. 14	H11. 9. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	23時間	接 岸
584	ボーツマス	H11. 9. 15	H11. 9. 30	休養、補給、維持	6000	110	130	353時間	接 岸
585	ロス・アンジェルス	H11. 9. 18	H11. 9. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸
586	ブレマートン	H11. 10. 4	H11. 10. 15	休養、補給、維持	6000	110	130	264時間	接 岸
587	サンタ・フェ	H11. 11. 11	H11. 11. 11	運用上の理由	6000	110	130	20分	沖合停泊
588	シャルロット	H11. 12. 20	H12. 1. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	336時間	接 岸
589	アッシュビル	H12. 1. 27	H12. 2. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸
590	ジェファーソン・シティ	H12. 2. 7	H12. 2. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
591	ジェファーソン・シティ	H12. 2. 14	H12. 2. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	94時間	接 岸
592	ソルトレイクシティ	H12. 3. 16	H12. 3. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	19時間	接 岸
593	ソルトレイクシティ	H12. 3. 17	H12. 3. 18	休養、補給、維持	6000	110	130	16時間	接 岸
594	シャルロット	H12. 3. 30	H12. 4. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸

2. 佐世保海軍施設に寄港した原子力軍艦の寄港年月日、艦船名等

通算 回数	艦 船 名	寄港年月日 (注)		寄 港 目 的	排水量 (トン)	全 長 (メートル)	乗員数	停泊時間	停泊の 形 態
		入 港	出 港						
1	アスプロ	S47. 8. 17	S47. 8. 19	休養、補給、維持	4250	89	122	47時間	接 岸
2	トラクストン	S47. 10. 30	S47. 11. 6	休養、補給、維持	8200	172	506	169時間	接 岸
3	クイーン・フィッシュ	S47. 11. 19	S47. 11. 24	休養、補給、維持	4250	89	115	119時間	接 岸
4	ドラム	S48. 6. 14	S48. 6. 16	休養、補給、維持	4250	89	130	41時間	接 岸
5	ウィリアム・H・ベイツ	S57. 10. 8	S57. 10. 11	休養、補給、維持	4460	92	130	72時間	接 岸
6	タニー	S58. 1. 28	S58. 2. 1	休養、補給、維持	4460	92	130	96時間	接 岸
7	エンタープライズ	S58. 3. 21	S58. 3. 25	休養、補給、維持	75700	342	5328	104時間	接 岸
8	ベインブリッジ	S58. 3. 21	S58. 3. 26	休養、補給、維持	7600	172	568	120時間	接 岸
9	ハドック	S58. 9. 7	S58. 9. 13	休養、補給、維持	3750	85	130	144時間	接 岸
10	テキサス	S58. 10. 1	S58. 10. 5	休養、補給、維持	10000	178	517	96時間	接 岸
11	カール・ヴィンソン	S58. 10. 1	S58. 10. 5	休養、補給、維持	81600	332	5836	96時間	接 岸
12	テキサス	S59. 12. 6	S59. 12. 8	休養、補給、維持	10000	178	548	43時間	接 岸
13	スケート	S60. 5. 12	S60. 5. 18	休養、補給、維持	2310	81	130	144時間	接 岸
14	ピンタド	S60. 9. 15	S60. 9. 27	休養、補給、維持	4250	89	130	293時間	接 岸
15	サン・フランシスコ	S60. 9. 19	S60. 9. 19	補給、維持	6000	110	130	2時間	沖合停泊
16	ピンタド	S60. 9. 29	S60. 9. 29	補給、維持	4250	89	130	1時間	沖合停泊
17	ピンタド	S60. 11. 15	S60. 11. 16	休養、補給、維持	4250	89	130	24時間	接 岸
18	ブレマートン	S61. 3. 1	S61. 3. 4	休養、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
19	ブランジャー	S61. 3. 6	S61. 3. 9	休養、補給、維持	3750	85	130	67時間	接 岸
20	タニー	S61. 7. 10	S61. 7. 14	休養、補給、維持	4460	92	130	92時間	接 岸
21	ボラック	S61. 8. 27	S61. 9. 8	休養、補給、維持	3750	85	130	288時間	接 岸

22	ボラック	S 61. 9. 18	S 61. 9. 19	休養、補給、維持	3750	85	130	22時間	接 岸
23	サン・フランシスコ	S 61. 10. 4	S 61. 10. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	94時間	接 岸
24	ハドー	S 61. 11. 18	S 61. 11. 23	休養、補給、維持	4250	89	130	118時間	接 岸
25	クイーン・フィッシュ	S 62. 3. 4	S 62. 3. 6	休養、補給、維持	4250	89	119	47時間	接 岸
26	クイーン・フィッシュ	S 62. 4. 2	S 62. 4. 7	休養、補給、維持	4250	89	119	118時間	接 岸
27	ロング・ビーチ	S 62. 4. 10	S 62. 4. 14	休養、補給、維持	14200	220	1045	96時間	接 岸
28	ギタロ	S 62. 8. 29	S 62. 8. 30	休養、補給、維持	4250	89	130	20時間	接 岸
29	パーミット	S 62. 11. 2	S 62. 11. 8	休養、補給、維持	3750	85	130	149時間	接 岸
30	フラッシャー	S 62. 11. 12	S 62. 11. 24	休養、補給、維持	3800	89	130	288時間	接 岸
31	ボギー	S 62. 12. 17	S 62. 12. 26	休養、補給、維持	4250	89	130	217時間	接 岸
32	ホークビル	S 63. 1. 7	S 63. 1. 20	休養、補給、維持	4250	89	130	309時間	接 岸
33	ウィリアム・H・ベイツ	S 63. 3. 4	S 63. 3. 11	休養、補給、維持	4460	92	130	166時間	接 岸
34	ボギー	S 63. 3. 19	S 63. 3. 19	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
35	ハドック	S 63. 9. 14	S 63. 9. 23	休養、補給、維持	3750	85	130	214時間	接 岸
36	オマハ	S 63. 10. 3	S 63. 10. 3	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
37	ハドック	S 63. 10. 12	S 63. 10. 15	休養、補給、維持	3750	85	130	73時間	接 岸
38	ハドー	H 1. 3. 6	H 1. 3. 6	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
39	ハドー	H 1. 3. 22	H 1. 3. 22	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
40	カール・ヴィンソン	H 2. 3. 4	H 2. 3. 6	休養、補給、維持	81600	332	5836	48時間	接 岸
41	ホノルル	H 3. 6. 25	H 3. 7. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	144時間	接 岸
42	パサデナ	H 3. 8. 12	H 3. 8. 12	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
43	ハドック	H 3. 8. 16	H 3. 8. 16	補給、維持	3750	85	130	30分	沖合停泊
44	パサデナ	H 3. 8. 16	H 3. 8. 16	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
45	パサデナ	H 3. 8. 19	H 3. 8. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
46	ハドック	H 3. 8. 19	H 3. 8. 19	補給、維持	3750	85	130	30分	沖合停泊
47	ヘレナ	H 4. 3. 19	H 4. 3. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	66時間	接 岸
48	ドラム	H 4. 3. 24	H 4. 3. 24	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
49	ドラム	H 4. 3. 27	H 4. 3. 27	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
50	ヘレナ	H 4. 6. 11	H 4. 6. 11	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
51	シカゴ	H 4. 6. 13	H 4. 6. 13	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
52	シカゴ	H 4. 6. 19	H 4. 6. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	100時間	接 岸
53	トートグ	H 4. 7. 15	H 4. 7. 15	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
54	オマハ	H 4. 8. 23	H 4. 8. 23	運用上の理由	6000	110	130	30分	沖合停泊
55	オマハ	H 4. 8. 24	H 4. 8. 29	休養、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
56	トートグ	H 4. 9. 12	H 4. 9. 12	病人の移送	4250	89	130	30分	沖合停泊
57	トートグ	H 4. 9. 24	H 4. 9. 24	乗員の移送	4250	89	130	30分	沖合停泊
58	アスプロ	H 5. 3. 1	H 5. 3. 1	補給、維持	4250	89	107	6時間	接 岸
59	ボギー	H 5. 3. 17	H 5. 3. 20	休養、補給、維持	4250	89	130	72時間	接 岸
60	ボギー	H 5. 3. 22	H 5. 3. 22	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊

61	ガーナード	H 5. 6. 9	H 5. 6. 11	休養、補給、維持	4250	89	130	44時間	接 岸
62	ホークビル	H 5. 8. 23	H 5. 9. 2	休養、補給、維持	4250	89	130	240時間	接 岸
63	インディアナポリス	H 5. 9. 1	H 5. 9. 1	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
64	ホークビル	H 5. 9. 20	H 5. 9. 20	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
65	インディアナポリス	H 5. 10. 12	H 5. 10. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	92時間	接 岸
66	シカゴ	H 5. 11. 29	H 5. 11. 29	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
67	ニュー・ヨーク・シティ	H 5. 12. 6	H 5. 12. 6	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
68	ドラム	H 6. 1. 11	H 6. 1. 11	補給、維持	4250	89	130	30分	沖合停泊
69	シカゴ	H 6. 1. 25	H 6. 1. 25	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
70	シカゴ	H 6. 1. 29	H 6. 1. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸
71	ドラム	H 6. 2. 4	H 6. 2. 16	休養、補給、維持	4250	89	130	292時間	接 岸
72	タニー	H 6. 2. 22	H 6. 2. 22	補給、維持	4460	92	130	30分	沖合停泊
73	オマハ	H 6. 4. 14	H 6. 4. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
74	タニー	H 6. 4. 19	H 6. 4. 19	補給、維持	4460	92	130	15分	沖合停泊
75	シカゴ	H 6. 4. 23	H 6. 4. 23	補給、維持	6000	110	130	30分	沖合停泊
76	パッファロー	H 6. 6. 10	H 6. 6. 10	補給、維持	6000	110	130	6時間	接 岸
77	ジェファーソン・シティ	H 6. 7. 22	H 6. 7. 22	補給、維持	6000	110	130	10分	沖合停泊
78	サン・フランシスコ	H 6. 8. 2	H 6. 8. 10	休養、補給、維持	6000	110	130	185時間30分	接 岸
79	ウィリアム・H・ベイツ	H 6. 9. 17	H 6. 9. 19	休養、補給、維持	4460	92	130	40時間	接 岸
80	カリフォルニア	H 6. 10. 5	H 6. 10. 6	休養、補給、維持	9561	182	603	25時間	接 岸
81	パファー	H 6. 11. 26	H 6. 11. 29	休養、補給、維持	4250	89	130	68時間	接 岸
82	オリンピア	H 6. 12. 13	H 6. 12. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	24時間	接 岸
83	オリンピア	H 7. 2. 9	H 7. 2. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	113時間	接 岸
84	トートグ	H 7. 6. 13	H 7. 6. 14	休養、補給、維持	4250	89	130	23時間	接 岸
85	トートグ	H 7. 7. 13	H 7. 7. 21	休養、補給、維持	4250	89	130	190時間	接 岸
86	タニー	H 7. 7. 21	H 7. 7. 23	休養、補給、維持	4460	92	130	35時間	接 岸
87	タニー	H 7. 7. 24	H 7. 7. 28	休養、補給、維持	4460	92	130	94時間	接 岸
88	ブルー・フィッシュ	H 7. 11. 5	H 7. 11. 11	休養、補給、維持	4460	92	130	144時間	接 岸
89	ブレマートン	H 8. 1. 6	H 8. 1. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	306時間	接 岸
90	ビンタド	H 8. 2. 24	H 8. 2. 26	休養、補給、維持	4250	89	130	48時間	接 岸
91	ビンタド	H 8. 3. 4	H 8. 3. 10	休養、補給、維持	4250	89	130	138時間30分	接 岸
92	ブレマートン	H 8. 3. 12	H 8. 3. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	39時間	接 岸
93	サン・フランシスコ	H 8. 7. 15	H 8. 7. 16	休養、補給、維持	6000	110	130	28時間	接 岸
94	ラ・ホヤ	H 8. 7. 22	H 8. 8. 6	休養、補給、維持	6000	110	130	355時間	接 岸
95	タニー	H 8. 10. 11	H 8. 10. 14	休養、補給、維持	4460	92	130	72時間	接 岸
96	サンタ・フェ	H 9. 1. 13	H 9. 1. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	212時間	接 岸
97	タニー	H 9. 1. 16	H 9. 1. 17	休養、補給、維持	4460	92	130	24時間	接 岸
98	トピーカ	H 9. 1. 31	H 9. 2. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
99	タニー	H 9. 2. 8	H 9. 2. 18	休養、補給、維持	4460	92	130	239時間	接 岸

100	タニー	H 9. 2. 25	H 9. 2. 26	休養、補給、維持	4460	92	130	28時間	接 岸
101	ホノルル	H 9. 5. 24	H 9. 6. 3	休養、補給、維持	6000	110	130	234時間	接 岸
102	ヘレナ	H 9. 6. 5	H 9. 6. 13	休養、補給、維持	6000	110	130	188時間	接 岸
103	インディアナポリス	H 9. 6. 6	H 9. 6. 20	休養、補給、維持	6000	110	130	340時間	接 岸
104	ロス・アンジェルス	H 9. 6. 19	H 9. 7. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	290時間	接 岸
105	ポーツマス	H 9. 6. 21	H 9. 7. 2	休養、補給、維持	6000	110	130	270時間	接 岸
106	ホノルル	H 9. 6. 29	H 9. 7. 2	運用上の理由	6000	110	130	67時間	接 岸
107	インディアナポリス	H 9. 7. 3	H 9. 7. 6	休養、補給、維持	6000	110	130	79時間	接 岸
108	ロス・アンジェルス	H 9. 7. 5	H 9. 7. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	139時間	接 岸
109	インディアナポリス	H 9. 8. 30	H 9. 9. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	217時間	接 岸
110	バッファロー	H 9. 8. 31	H 9. 8. 31	病人の移送	6000	110	130	5時間	沖合停泊
111	ヘレナ	H 9. 9. 10	H 9. 9. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	288時間	接 岸
112	バッファロー	H 9. 9. 19	H 9. 9. 21	休養、補給、維持	6000	110	130	48時間	接 岸
113	バッファロー	H 9. 9. 30	H 9. 10. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	22時間	接 岸
114	バッファロー	H 9. 10. 5	H 9. 10. 6	休養、補給、維持	6000	110	130	20時間	接 岸
115	ウィリアム・H・ベイツ	H 9. 11. 4	H 9. 11. 4	運用上の理由	4460	92	130	1時間	沖合停泊
116	カメハメハ	H 9. 11. 5	H 9. 11. 7	休養、補給、維持	7250	130	130	50時間	接 岸
117	ブレマートン	H 9. 11. 22	H 9. 11. 28	休養、補給、維持	6000	110	130	144時間	接 岸
118	ブレマートン	H 9. 12. 22	H 9. 12. 31	休養、補給、維持	6000	110	130	216時間	接 岸
119	ラ・ホヤ	H10. 1. 8	H10. 1. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	192時間	接 岸
120	シカゴ	H10. 1. 20	H10. 1. 23	休養、補給、維持	6000	110	130	71時間	接 岸
121	シカゴ	H10. 2. 5	H10. 2. 5	運用上の理由	6000	110	130	1時間	沖合停泊
122	サン・フランシスコ	H10. 5. 4	H10. 5. 8	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸
123	アッシュヴィル	H10. 6. 4	H10. 6. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	336時間	接 岸
124	ボギー	H10. 6. 7	H10. 6. 15	休養、補給、維持	4250	89	130	188時間	接 岸
125	ヒューストン	H10. 6. 15	H10. 6. 19	休養、補給、維持	6000	110	130	90時間	接 岸
126	ヒューストン	H10. 6. 27	H10. 6. 27	運用上の理由	6000	110	130	3時間	沖合停泊
127	コロンビア	H10. 9. 26	H10. 10. 1	休養、補給、維持	6000	110	130	116時間	接 岸
128	グリーンヴィル	H10. 9. 27	H10. 10. 12	休養、補給、維持	6000	110	130	360時間	接 岸
129	カメハメハ	H10. 10. 17	H10. 10. 19	休養、補給、維持	7250	130	130	54時間	接 岸
130	コロンビア	H10. 11. 10	H10. 11. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸
131	キー・ウエスト	H10. 11. 25	H10. 11. 30	休養、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
132	パサデナ	H11. 1. 20	H11. 1. 25	休養、補給、維持	6000	110	130	120時間	接 岸
133	ホノルル	H11. 5. 15	H11. 5. 17	休養、補給、維持	6000	110	130	54時間	接 岸
134	ロス・アンジェルス	H11. 8. 2	H11. 8. 9	休養、補給、維持	6000	110	130	174時間	接 岸
135	ロス・アンジェルス	H11. 8. 12	H11. 8. 14	休養、補給、維持	6000	110	130	53時間	接 岸
136	パサデナ	H11. 9. 27	H11. 9. 30	休養、補給、維持	6000	110	130	67時間	接 岸
137	ポーツマス	H11. 10. 18	H11. 10. 25	休養、補給、維持	6000	110	130	162時間	接 岸
138	トビーカ	H11. 11. 15	H11. 11. 22	休養、補給、維持	6000	110	130	168時間	接 岸

139	トビーカ	H11. 12. 23	H11. 12. 23	運用上の理由	6000	110	130	5 時間	接 岸
140	シャルロット	H12. 2. 8	H12. 2. 11	休養、補給、維持	6000	110	130	72時間	接 岸
141	シャルロット	H12. 2. 16	H12. 2. 16	運用上の理由	6000	110	130	2 時間	接 岸
142	トビーカ	H12. 3. 25	H12. 3. 29	休養、補給、維持	6000	110	130	96時間	接 岸

(注) この表の寄港年月日の項中「S」は昭和を、「H」は平成を表す。

平成十二年五月十日 参議院會議録第二十二号

四〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
二番四号
東京都港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価

（本体） 本号一部
二二〇四
二二〇四